



Title	修正期に至る EU の情報基盤政策（二・完）
Author(s)	田中, 規久雄
Citation	阪大法学. 2010, 59(5), p. 1-66
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55390
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

修正期に至るEUの情報基盤政策（一・完）

田 中 規久雄

はじめに

- 一、EUにおける情報基盤政策の責任主体
- 二、情報基盤政策黎明期

 - 二十一 ドロール白書
 - 二十二 バンゲマン・レポート
 - 二十三 第四次フレームワークプログラム
 - 二十四 I DAプログラム

- 二十五 電気通信市場の自由化指令
- 二十六 グローバル情報社会へのアクションプラン
- 二十七 電子商取引ニシアティブ
- 二十八 ブランカート・レポート

三、情報基盤政策確立期

- 三十一 第五次フレームワークプログラム
- 三十二 G B D e の設立

1100五年のリスボン戦略中間評価に向けて、第五次EU拡大により参入した10カ国も含めて、補足的な政策

四・情報基盤政策拡大期

- 三一三 eEurope メンシアテイブ
- 三一四 電子署名指令
- 三一五 eEconomy 構想
- 三一六 リスボン戦略
- 三一七 eEurope 2002 アクションプラン
- 三一八 電子商取引指令と電子マネー指令（以上、第五九巻第一号）
- 四・情報基盤政策拡大期
- 四一一 セキュリティに関する理事会決議
- 四一二 テレコムパッケージ
- 四一三 eEurope 2005 アクションプラン
- 四一四 第六次フレームワークプログラム
- 四一五 第五次EU拡大
- 四一六 eEurope 2005 改定版
- 五・情報基盤政策修正期
- 五一一 ウィム・コック・レポート
- 五一二 リスボン戦略修正
- 五一三 第七次フレームワークプログラム
- 五一四 i2010
- おわりに——EUにおける情報基盤政策の特徴

も立案しながら、情報基盤政策確立期においてなされた改革目標を実際の政策に反映していくた時期なので、これを「情報基盤政策拡大期」とした。この時期は、情報社会化による経済活動や雇用の促進がかなり明確に意識されている。インターネットにひきつけていうと「インターネット活用期」である。

四一一 セキュリティに関する理事会決議

歐州委員会は二〇〇一年六月六日に情報セキュリティに関する政策の方向性を示すものとして、「ネットワークと情報のセキュリティ—歐州政策アプローチのための提案」^{〔13〕}というコミニケを発表している。同文書の要旨は以下通り。^{〔12〕}

- (一) ネットワークの進展に伴い、セキュリティは経済、社会発展のための重要な要素となりつつある。
- (二) 複雑なネットワーク化の進展は、十分なセキュリティ対策の実施を難しくしている。
- (三) セキュリティに関する法律の規定は、環境の変化にあわせて適切に適用していく必要がある。また、セキュリティの欠陥について個別の対策を行うことは、市場を強化し、法的枠組の機能を改善するものである。
- (四) ネットワーク及び情報セキュリティは、サイバー犯罪、データ保護及び通信フレームワークと相互に関係している。
- (五) セキュリティに対する脅威には、以下のようなものがある。
 - ・ 電気通信が傍受され、データのコピー及び改竄がなされる。
 - ・ 不正アクセスにより悪意のあるデータのコピー、改竄及び破壊がなされる。
 - ・ インターネットの破壊行為は一般的になり、将来、電話回線も脆弱になる。

- ウイルス等の悪意のあるソフトウェアにより、システムの破壊、データの改竄が行われる。
- なりすましが甚大なダメージを消費者等に与える。
- 予期できない、意図しない原因から、多くのセキュリティインシデントが起る。
- (六) 提案する施策は次の通り。
- 意識の啓発。
- 意識の啓発。

- 欧州での警告／情報提供システム (CERT : Computer Emergency Response Team の連携)。
- 技術開発。
- マーケットベースでの基準認証のサポート (IP v6、IPsec、認証の相互承認)。
- 法的枠組 (適切な法の整備、暗号製品の自由な流通等)。
- 政府の利用 (電子署名、セキュリティ要件の強化)。
- 國際連携 (国際的な組織及びパートナーとの意見交換の強化)。

以上のように、提案されている主なイニシアティブは、サイバー犯罪、ネットワーク情報セキュリティ、データ保護、及びハッキング等への取り組みである。加盟国には、暗号化製品の無料配布をサポートする」とし、相互運用性に取り組む作業を促進するように標準化機構を設立する」とが奨励され、証明書の相互承認について立法上のイニシアティブを求める必要性があるとしている。

「〇〇一年一月二二日にはアタベストにおいて「サイバー犯罪条約 (Convention on Cybercrime, Budapest, 23. XI. 2001)」^{〔33〕}が、日米を含む〇〇カ国の署名により採択された。この条約は、国境を越えたコンピューター犯罪

に国際的に対応するための条約で、不正アクセス、オンライン詐欺、コンピュータウイルス、児童ポルノ、著作権侵害等、コンピューターやインターネットに関連する犯罪の類型を定義した実体法と、データの保全や捜索、押収、通信の傍受等についての手続法、自国の管轄権を設定するための基準を定めた条文等から構成される。一九九七年以降、欧州評議会（Council of Europe）において、サイバー犯罪を取り扱う専門家会合がこの条約の起案作業を行い、二〇〇一年九月の欧州評議会閣僚委員会代理会合において案文について合意され、同年一月八日の欧州評議会閣僚委員会において正式に採択されたものである。

続く二〇〇一年一月二八日、ネットワーク及び情報セキュリティ保障に関するEU経済社会委員会は、サイバー規制に関する政策をまとめた。その中で、刑事法における協力が世界規模に拡大されるべきであるとする同時に、セキュリティ問題を検討するために、関連国際行為主体間及び大西洋間の対話が継続されるべきであるとしている。⁽³⁴⁾ さらに二〇〇一年一月二八日には、「ネットワークと情報のセキュリティに関する共通アプローチと個別アクションについての理事会決議」⁽³⁵⁾ が出され、以下のことが表明された。

- ・ネットワークと情報セキュリティに対する意識向上キャンペーンの実施。
- ・中小企業における情報セキュリティに関する模範事例（ベストプラクティス）の賞揚促進。
- ・パソコン教育や訓練におけるセキュリティ概念の重要性の強調。
- ・加盟国のインターネットテロ等に対する緊急体制のチェック。
- ・セキュリティ基準認定ISO-15408の促進と相互認定。
- ・本人同定技術の導入に際する相互運用性への配慮。
- ・ネットワークと情報のセキュリティを管轄する行政組織の同定と欧州委員会や他の加盟国への通知。

二〇〇二年四月一九日には、欧州委員会の「情報システムに対する攻撃に関する理事会フレームワーク決定のための提案」⁽³⁶⁾が採択された。この提案は、加盟国間でサイバーテロに関する対応体制にばらつきがあることから、一定レベルの対応を確保するため、理事会による体制統一を要望する提案で、サイバー攻撃を、情報システムへの不正アクセス、情報システムに対する不正干渉、それらの行為への扇動に分けた上、その責任を法的人格に同定し、刑事罰の適用を定めるように述べている。ハッキング、ウイルス、DoS攻撃等、情報システムに対する重大で新しい犯罪行為を扱っているのが特徴的である。

なお、一九九九年から「インターネットの安全利用促進のためのアクションプラン」が、二〇〇二年までの四年計画として、二五〇〇万ユーロの予算で実施されていた。主な内容は、以下の通りで、三五前後のプロジェクト実施がめどであった。

- ・被害相談用のホットラインの開設や紳士協定の創設。
- ・フィルター技術やサービスに対する格付けシステムの開発。
- ・意識向上活動。

二〇〇二年末のこの計画の終了を控え、欧州委員会は二〇〇二年三月、被害相談等や不正なコンテンツを報告できるシステムの維持、柔軟な当事者間の裁定調停システムの確立、有害コンテンツを除去するフィルター技術の普及、データ保護やネットワークのセキュリティも含むセキュリティ意識の向上、という四点につき計画延長が必要と判断し、二年間（二三三〇万ユーロ）の延長を行つた。

また、二〇〇四年三月一〇日には「欧州ネットワークと情報セキュリティ機構の設立規則」⁽³⁷⁾が出され、同一四日

にはそれに基づき、サーバー攻撃に対する防御等、インターネットのセキュリティに関する行政の連携を図るために、加盟各國代表者からなる「EUネットワーク情報セキュリティエージェンシー（ENISA：The European Network and Information Security Agency⁽¹³³⁾）」が設立されて、以下のようないわゆる活動を始めた。

- ・情報セキュリティに関するEU委員会と加盟国政府に助言するなど、ハードとソフトの両面について行政が事業者と対話を進めていくための支援を行う。

- ・EUにおけるセキュリティ関連事故と生まれつつあるリスクに関するデータを収集し分析する。
- ・リスク評価とリスク管理メソッドの普及を促進する。
- ・インターネットのセキュリティに関する分野での官民連携とセキュリティ文化の育成と相互協力を促進する。

四一一 テレコムパッケージ

一九九八年一月一日、「完全自由化指令」が出され、電気通信の自由化が制度としては立ち上がったことは先に述べたが、公衆音声通話におけるサービス競争が開始されていたのは、大半が国際電話及び長距離電話であり、ローカル電話市場は依然として、旧国営電気通信事業者等が独占している状況であった。

そこで一九九九年を通じてEU委員会は、その問題点を克服し、EU域内の電気通信市場をダイナミックで競争力のあるものとするため、競争の促進、通信と放送の融合（convergence）、新たな技術変革への対応といった、以下の四つの報告書を発表した。

- ・「電気通信のインフラストラクチャー及び関連するサービスの新しいフレームワークに関するコミュニケーション」⁽¹³⁴⁾（以下、「一九九九年コミュニケーション」）。

- ・「現行のフレームワークの導入状況に関する第五次レポート」⁽¹⁴⁾。
- ・「EUにおけるデジタルテレビに関するレポート」⁽¹⁵⁾。
- ・「周波数管理政策の次のステップに関するコミュニケ」⁽¹⁶⁾。

一九九九年一月に発表された「一九九九年コミュニケレビュー」において欧州委員会は、EUの通信市場の自由化と調和、及びダイナミックで真に競争的な情報社会の創造が、欧州の競争力強化になるとの認識の下に現行規制フレームワーク見直しのための政策方針提案を行い、EU内外からのパブリックコメントを求めた。このコミュニケレビューは、以下を規制の五原則として新しい規制のフレームワークを構造化しようとするとものであつた。

- ・明確に定義された政策目標に基づくこと。
- ・規制は目標の実現に最小限のものとすること。
- ・法的な確実性を一層高めること。
- ・技術的な中立性をめざすこと。
- ・規制される活動に対し、可能な限り効果的に執行されるものとすること。

さらに具体的には以下を提案している。

まず従来二〇あつた電気通信関連指令を五つの指令、一つの規則及び一つの決定により構成し、EUの規制を大幅に簡素化して、加盟国規制機関の任務、責任、SMP（顕著な市場支配力）を持つ事業者に対する規制、市場における競争状況の分析手続、事業者間の紛争手続等、情報通信市場における運用ルール等のフレームワークを定め

る。

特に、メディア融合への政策においては、従来の通信、放送という括りではなく、ネットワーク、サービス、コンテンツに分けてメディア横断的に取り扱っている。まず電気通信を含む電子通信概念を設定し、これを通信サービスと放送サービスを含む電子通信サービスと、通信ネットワークと放送ネットワークを含む電子通信ネットワークに分類し、これらを一般認証（後述）の届出制とする）ことを提唱している。

二〇〇〇年六月のフェイラサミットで eEurope 2002 アクションプランが採択され、一九九九年コミニケビューゲ提言する「枠組」、「アクセス」、「認可」、「ユーバーサルサービス」、「データ保護」という五つの指令を二〇〇一年のできるだけ早い時期に、「競争指令」⁽⁴³⁾を二〇〇一年末までに採択すべきだと提言し（既述）、続く二〇〇〇年七月には、EU の情報通信関連法規定を統合、簡素化するための規制のフレームワークとして一九九九年コミニケビューゲ提言する五つの指令と一つの規則を作成することを採択した。

歐州委員会は二〇〇〇年二月、以上の方針の下、まず「ローカルループへのアンバンドルアクセスに関する規則」（以下、「ローカルループアンバンドル規則」）を定めた。次いで二〇〇一年には新たな規制フレームワークの策定が進められ、二〇〇二年三月七日に、「アクセス指令」⁽⁴⁵⁾、「認可指令」⁽⁴⁶⁾、「枠組（フレームワーク）指令」⁽⁴⁷⁾、「ユーバーサルサービス指令」⁽⁴⁸⁾並びに「無線周波数決定」⁽⁴⁹⁾の採択を行い、統いて二〇〇一年七月に「データ保護指令」、九月には「競争指令」⁽⁵⁰⁾を採択し、従来の指令を統合する六つの指令と無線周波数決定、ローカルループアンバンドル規則の八つの規制からなる「二〇〇一年テレコムパッケージ」あるいは「二〇〇一年電子通信規制パッケージ（New Regulatory Framework for Electronic Communications Infrastructure and Associated Services）」が完成する。一九八九年体制が、独占から自由化をめざし、通信市場に有効な競争をもたらす条件を整備するものであった。

のに対し、二〇〇一年パッケージは、融合化促進のための通信市場競争をさらに促進させることをめざした。

また一九八九年の「完全自由化指令」に至るまでの電気通信政策は、EU域内の調和を最重要視し、域内における意思決定の遅れを認める方針であった。それは技術発展の速度や市場環境の変化が比較的緩やかな時期においては可能だったが、技術の進歩が速まりインターネットや携帯電話が急速に普及し、市場の環境が激変していく時期においては、通信政策の策定に時間をかけて、EU加盟国の意思統一を行うと現実と乖離するということから、欧洲委員会は、一九九九年のコミュニケーションレビューからおよそ三年で一九九八年規制体系の改正を行うという電子通信政策実施の「スピード化」で、市場の急速な変化に対応した。

ただし改正は、規制政策の実施については、EU加盟国に対して大きな裁量を与える等、EU域内の調和化と市場の変化への対応とのバランスにも配慮している。なお加盟国は、二〇〇三年七月二十四日（データ保護指令は二〇〇三年一〇月三一日）を期限として六つの新指令について国内法化する義務を負うものとされた。^{〔13〕} 統合された指令を表六に示す。

表六 二〇〇一年テレコムパッケージにおいて統合された指令

枠組指令（二〇〇一／二二／EC） 認可指令（二〇〇一／一〇／EC）	統合後	統合前
	ONP枠組指令（九〇／三八七／EEC） 免許指令（九七／一三／EC） GSM指令（八七／三七二／EEC） ERMESS指令（九〇／五四四／EC） DEC/T指令（九一／一八七／EEC） S+PCS決定（七一〇／九七／EC）	ONP枠組指令（九〇／三八七／EEC） 免許指令（九七／一三／EC） GSM指令（八七／三七二／EEC） ERMESS指令（九〇／五四四／EC） DEC/T指令（九一／一八七／EEC） S+PCS決定（七一〇／九七／EC）

アクセス指令（二〇〇一／一九／EC）	UMTS決定（二八／一九九九／EC） EU緊急番号決定（九一／三九六／EEC） 国際アクセスコード決定（九二／一六四／EEC）
ユーバーサルサービス指令（二〇〇一／一三／EC）	ONP専用線指令（九一／四四／EEC） テレビ標準指令（九五／四七／EC）
データ保護指令（二〇〇一／五八／EC）	相互接続指令（九七／三三／EC） 音声電話指令（九八／一〇／EC）
競争指令（二〇〇一／七七／EC）	電気通信データ保護指令（九七／六六／EC） サービス自由化指令（九〇／三八八／EEC）
以下、二〇〇二年テレコムパッケージの内容を示す。 ¹⁵³	衛星通信自由化指令（九四／四六／EC） 移動通信とパーソナル通信指令（九六／二二／EC） 完全自由化指令（九六／一九／EC） ケーブルテレビ所有指令（九六／一九／EC）

（二）ローカルループアンバンドル規則

以下、二〇〇二年テレコムパッケージの内容を示す。¹⁵³

未だ競争が進んでいないローカル回線市場において、競争力のある価格で高速のインターネットアクセスの利用を進める最短の手段として、ローカルループアンバンドル規則を導入し、二〇〇一年一月一日から加盟国に適用した。

本規則の目的は、電子通信サービスの広範囲にわたる競争的な提供を促進するために、加入者回線へのアンバンドルされたアクセスのための調和のとれた条件を設定し、ローカル通信市場における競争を強化し、技術革新を促進した。

す」とあるとされた。SMP事業者は相互接続約款を公表することと、また、他の通信事業者に対して、透明、公正、非差別な条件で接続することが義務づけられ、加盟国規制機関は、公正かつ持続可能な競争を促す義務を負っている。

論

既述の eEurope では「インターネットアクセスに、低コストで高速ネットワークを利用できるようになら」という目標が掲げられていたが、その目標達成のために、EU加盟国はローカルループアンバンドル規則を用いて、主に電話回線を使った高速インターネットアクセスであるDSL (Digital Subscriber Line) の普及を促す等、積極的な電子通信政策を実施した。

(1) 無線周波数決定

EU加盟国における電波周波数政策をめぐりに調和させ、また電波の効率的な使用を促進し、周波数取引市場を創設するため、加盟国代表と欧州委員会代表から構成される電波委員会 (Radio Spectrum Committee) の設立を規定している。欧州委員会は、適切な技術的実施措置を電波委員会に付託し、支援を受ける。なお、決定という性質から、原則として、指令のように全加盟国が一定期間内に国内法化義務を負うものではない。

(1) 枠組指令

電子通信インフラと関連するサービスのための統一的な規制の枠組で、電子通信サービス、電子通信ネットワーク、関連設備、関連サービスに関し、定義を明確化すると同時に、加盟国規制機関の任務や責任、SMP事業者規制、市場における競争状況の分析手続、事業者間の紛争解決手続等の規制を定めている。

・メディア横断的規制

一九九八年規制体系においては、規制の範囲が「電気通信分野」として規定されており、例えば通信や放送等個別の「メディア」とに規制が行なわれていた。すなわち電気通信インフラとサービスに別々のルールが適用されたのである。しかし、この指令ではすべての電気通信インフラとサービスをカバーし、従来は電気通信に含まれていなかつた「放送」をも含み、新たな概念である「電子通信分野」に規制の範囲が変更された。具体的には、電気通信から電子通信へ概念を拡張し、従来電気通信の規制範囲外として別の指令により規制されていた放送機器と放送伝送サービスが新たに電子通信に組み込まれ、同一の枠組で規制されることになったのである。

この電子通信は、それぞれ電子通信ネットワークと電子通信サービスに分かれ定義されるが、これらに同じルールを適用する。つまり固定、モバイル、ケーブルテレビの何れであろうが、また、衛星であろうが地上であろうが、同一のサービスが様々な伝送ネットワーク上で提供されてよいこととし、メディアではなくそのサービスごとに規制することとした（メディア横断的規制）。つまり機能的に同等と認められるサービスについては利用される技術が異なっていても同じ規制を課すというのである。例えば、無線ネットワークには周波数分配規制、有線ネットワークには線路敷設権規制といった本質的違いはあるが、通常の電話回線であろうが、VoIP（インターネット上の電話システム）であろうが音声通話サービスとして消費者に同等の機能を提供するなら、同じ規制に服するものとされたのである。これは、インターネットの急速な発展により音声やデータ通信といった、広範なサービスが同じIP（Internet Protocol）技術で同じインフラに乗ることにより、従来の放送や通信といったメディア毎の規制体系では一貫性を欠き、新しいサービスへの対応が困難となり、競争を歪曲し、今後の技術革新の目を摘みかねないと考えられたからである。またこの枠組は、通信の伝送規制を、放送や電子通信のコンテンツ規制と分離するという原則に基づいている（コンテンツ規制の分離）。ただし、放送サービスや金融サービスコンテンツ（電子バ

ンキング等）のような電子通信ネットワークにより配信される電子通信サービスのコンテンツは本指令の規制対象外としている（表七参照）。

表七 一〇〇一五年枠組指令の対象

規制対象	電子通信サービス・電気通信サービス、様々なアクセスサービス等。
規制対象外	電子通信ネットワーク・衛星、ケーブルテレビ網、陸上網、放送網等。 放送コンテンツ、金融サービス等。

・ SMP 事業者基準の改定

市場における非対称性規制対象であるSMP事業者基準も改定された。先述の一九九八年規制体系でのSMPの基準は、市場開放の初期段階においては事前規制の基準として有効であったが、わずか一年ほどでさらに複雑で動的となつた市場には適合しなくなつたため、枠組指令案第一四条は、SMPをアムステルダム条約第八二条における市場支配力（dominance）と同様の定義に変更した。これは電子通信分野において、競争が一般的になつた際に、分野固有の規制を廃止し、EU競争法の一般的競争ルールに収斂させていく意図からである。

ガイドラインでは、SMP基準の一つとして例えば市場シェアをあげているが、従来の相互接続指令等で規定されていた二五%から、四〇%以上の場合に、概ね市場支配力の地位にあるとしている。ただし、変化する市場環境に柔軟に対応するため、ガイドライン、勧告等の非拘束措置もとつてている。

・ 加盟国規制機関義務規定

例えば、EU加盟国は、電子通信ネットワーク等を提供している組織を、国内規制機関から法的に分離し、独立性を担保しなければならない。また、EU加盟国は、欧州委員会が必要とする情報を提供する義務がある等が規定

されている。SMP事業者規制の外に、市場分析手続、事業者間の紛争解決手続について規定しており、また、事業者に対する規制についてはEU競争法の原則に従うこととし、有効に競争が機能していないと判断された市場のみ事前規制を適用し、その他の市場は原則的に事後規制とするとされている。

加盟国規制機関の義務として、SMP事業者規制がある。加盟国規制機関は、歐州委員会が勧告する基準⁽¹⁵⁵⁾による各市場において競争が効果的に働いているかを判断し、競争が効果的に働いていないと判断した場合には、その市場におけるSMP事業者を指定し、資本関係のない二以上の事業者が市場で協調的な行動をとり、反競争的な結果が生じている場合、これらの事業者を共同で支配力を有すると認定するとされている。

以上のように、一九九八年規制体系では、加盟国規制機関は、SMP事業者に対して指令で定められた規制を課すとなっていたことと比べると、加盟国規制機関の裁量が拡大している。しかし、裁量の拡大は、EU域内の統一された通信政策を脅かす恐れもあるため、枠組指令の第七条は、加盟国規制機関同士の連携や加盟国規制機関と欧州委員会との連携を重視することで域内政策の調和化を図り、裁量権の拡大と統一された通信政策の間でのバランスをとっている。例えば、加盟国規制機関がSMPの分析及び認定を行なう場合や、加盟国間の通商に影響を及ぼす措置を行う場合は、他の加盟国規制機関及び欧州委員会にその旨を通知しなければならないとし、他加盟国の規制措置を相互に監視できるようにしている。

（四）認可指令

市場統合によるメリットを事業者と消費者の双方にもたらすため、域内電子通信市場への事業者の新規参入を容易にし、域内市場における電子通信ネットワークや統一的なサービスを創出促進するため、許認可の規則及び条件の調和化、緩和化を行うことを目途としている。

一九九八年規制体系においては、電気通信事業に新規参入しようとする事業者は、事業者ごとに各国の規制機関から個別の免許を取得しなければならないのが一般的であつたが、この手続は、それ 자체が煩雑なだけでなく国ごとに免許要件が異なることから大きな参入障壁になっていた。

本指令では、個々の新規参入事業者は、希少資源である無線周波数、電話番号、線路敷設権（公益事業特権）について、加盟国規制機関から、正当とみなされる場合に限って個別利用権をアンバンドル化した「個別認可（免許）」を受けなければならないが、電子通信ネットワークまたは同サービスの提供に関しては個別認可ではなく、「一般認可（general authorization）」がなされることとなり、加盟国は電子通信サービスとネットワークの認可に關して一般認証を行う義務を負うことになった。

「一般認可」とは事業開始後の事業者に対して一般的に課される条件を附した認可である。条件には、相互運用性の確保、番号へのアクセスの確保、環境政策上の要件の遵守、個人データの管理、消費者の保護、災害時の緊急通信の確保等がある。また、電子通信ネットワークやサービスの提供を開始しようとする事業者は許認可の際に、加盟国規制機関から事業の届出を要求される場合があり、新規参入事業者は、会社登録番号、事業者の連絡担当者、事業者の住所、ネットワークまたはサービスの概要、事業の開始予定日等事業開始に必要な情報を各国の規制機関に届出るという手続（認可指令第三条第二項）を行うが、その届出に対して各国の規制機関は明示的な決定や指導を行なわないこととされている。

（五）アクセス指令

アクセス指令（または「アクセス／相互接続指令」）は、電子通信ネットワークや関連設備に対する、事業者間のアクセスやその相互接続について、事業者の権利、義務、枠組指令に基づくSMP事業者規制等の加盟国による

調和のとれた規制の基準を定めている。

アクセスと相互接続にに関しては、原則として事業者間の交渉によるが、加盟国規制機関は、当該事業者に接続約款の公表を要求できるとしている。そして、この接続約款には、サービスに必要でない設備に対して事業者が支払いを要求されないためのアンバンドルを定め、市場ニーズに従った構成要素に分類されたメニューの他、料金を含む関連条件についても記載することとされている。また、加盟国規制機関は適切なアクセス、相互接続、サービスの相互運用性を奨励、確立することにより、経済効率や持続可能な競争を促進して消費者に最大の利益を提供する義務があるとしている。

またSMP事業者に対しては、その特定のネットワークや関連設備に対するアクセスや使用に対する合理的な要望に応える義務が課されている。

(六) ユニバーサルサービス指令

ユニバーサルサービス指令は、競争を歪めない範囲で、消費者が各国内事情に照らして手頃な価格でアクセスできる一定品質以上のサービスを受けられることを目指し、有効な競争、選択を通じて、EU全域における良質なユニバーサルサービスを確保するため、その定義、範囲、費用算定、財源、消費者の権利、公衆対象の電子通信ネットワークやサービスを提供する企業に課される義務、小売サービスの料金規制等を規定している。

さらに本指令は、技術の急速な進歩による高度情報社会化は、ユーザーの利便性の向上をもたらす一方、新技術を使いこなし様々な情報にアクセスできるユーザー層（情報を「持たざる者」）と、経済的な事情やリテラシーの欠如により新技術の利用が困難であるユーザー層（情報を「持つ者」）の間での情報格差（Digital Divide：デジタルデバイド）という新たな問題を生み出す可能性があるとの認識の下、これを防ぎつつ自由競争を促進しようとしている。

て、消費者の利便性、利益確保、保護をも盛り込んでいる。

一九九八年規制体系においてユニバーサルサービスは、電話、公衆電話のアナログ回線のみに認められてきたが、本指令ではユニバーサルサービスの範囲を拡大し、固定回線による音声電話、公衆電話の設置、総合電話帳、番号案内の他、インターネットアクセスまでを含んでいる。インターネットにアクセスができなければ公共のサービス利用が不便になり、また、適宜重要な情報が確保できなくなる等、情報を「持つ者」と「持たざる者」との格差が大きくなり、大きな社会問題に発展していく可能性があるからである。

なお、ユニバーサルサービスを提供している事業者が不公正な負担を受けている場合には、当該事業者からの要請により、透明な条件により当該事業者に対し決定された純費用を公的資金から補償する仕組みを導入するか、電子通信ネットワークとサービス提供者間で義務的ユニバーサルサービスの純負担を分担することとしている。

また、加盟国規制機関は、SMP事業者が過大な小売料金を課したり略奪的な料金設定により市場参入を妨げ、競争を制限したり、特定の消費者を不恰に優遇し、またはサービスを非合理的にバンドル化したりすることがないよういに要求することができ、さらに各国の規制機関が小売料金を管理する場合には、当該事業者の小売料金に適切な上限を定めることができるとする。

これらの規定は、定期的に見直されることとされており、最初の見直しは二〇〇三年七月二十五日から二年以内に行なわれ、その後は三年ごととされている。

(七) データ保護指令

個人情報の処理における基本的な権利と自由、特に電子通信分野における個人データの処理に関わるプライバシー保護と、EU域内における個人データ、通信設備、サービスの自由な流通といった事業者の営業の自由との調

和のため、事業者のセキュリティ確保義務、特定個人情報の取り扱い等を規定することにより、先述の旧指令九七／六六／ECの内容に大きな変更を加えず、電子通信サービスや技術の予測可能な発展に適合させることを目指している。

ダイレクトマーケティングを目的とした、自動発信機、ファックス、電子メールの利用は、加入者の事前の同意がある場合のみ許される旨規定されている（opt in：オプトイン方式）。

（八）競争指令

電子通信サービスや、ネットワーク及びサービスの提供に関する加盟国は、電子通信サービスを提供、または電子通信ネットワークを構築、拡張、提供する権利が、すべての事業者に平等に与えられることを確保するために必要な措置を講じることとし、独占権や特別な権利の廃止を定める等、競争に関する基本的な事項を規定している。

一九九八年規制体系に対する、二〇〇一年テレコムパッケージの特徴は二点ある。

（一）当時健在であった既存電気通信事業者の「独占的地位への対応」

- ・「枠組指令」のメディア横断的な規制への変更による、通信と放送の融合への対応。
- ・「認可指令」の許認可規制の緩和による、競争状況の活発化。
- ・「枠組指令」、「アクセス指令」、「ユニバーサルサービス指令」の迅速な実施によるSMP事業者規制強化を通じた、既存通信事業者の強大化阻止。
- （二）携帯電話に代表される無線技術や、インターネットのプロードバンド化に代表される情報通信技術の急速な発展に鑑み、規制体系の陳腐化を避けるといった「技術発展への対応」

- ・技術中立的規制・技術革新に対する規制の柔軟性を確保するため、「枠組規制」で「メディア横断規制」や「コンテンツ規制の分離」を規定し、電子通信市場における急速な技術開発の発展による様々なサービスや技術へ柔軟に対応できるようにしたこと。

・新興市場への対応：新たに発展する可能性のある技術革新の目を摘まないよう、モバイルブロードバンドサービスや光ファイバーサービス等の新技術を利用した新興市場については、原則的には事前規制を行なわない方針が表明されたこと。⁽¹⁵⁾ ただし、これはあくまでも欧州委員会の「勧告」であり、各国は、その事情に合わせた柔軟な規制措置を探ることができる。

- ・デジタルデバイドの解消：「ユニバーサルサービス指令」のユニバーサルサービス（インターネットを含む）を強化し、消費者の不利益や格差を是正する。

なお、二〇〇二年一二月、欧州委員会は、デジタルテレビや第三世代（3rd Generation）携帯電話⁽¹⁶⁾（以下、3G）等のオープンプラットフォームを通して、情報社会の新しいサービスやアプリケーションに広くアクセスする」と可能にするための残りの障害に関する報告のための公開協議を開始し、報告では、産業界側に相互運用を実現するための自発的な動きがあることが指摘されている。ただ、デジタルテレビや3G等、様々な配信プラットフォームに公開性と相互運用性を持たせるだけで、二つのプラットフォーム間の幅広いアクセスが可能になるわけではなく、「全ての人のための情報社会」を実現するには他の要因、例えば消費者の安心や自信、求められるサービスやコンテンツの利用可能性、明確な事業規制環境等も必要だとされている。

四-11 eEurope 2005 プラットフォーム

eEurope 2002 以来、インターネットの速度や接続の拡大等は成功したが、雇用の創出や生産性の向上といった、いわゆる「マークハマー」の進展はアメリカほどには進まなかつた。⁽¹⁵⁾このため「10011年1月のバルセロナサミットにおいて、[1100五年をめぐるeEurope全体にわたるグローバルネットワークの広範な提供と利用、IPv6の開発、そしてネットワークや情報のセキュリティ、オンライン政府(eGovernment)、オンライン学習(eLearning)、オンライン健康管理(eHealth)及び電子商取引(eBusiness)」が、第1期 eEurope プラットフォームとして、⁽¹⁶⁾ ハンに求められた。欧洲委員会はこれを受け、「10011年5月」「10011年5月」「100五年までのアクションプラン」としてeEurope 2002 の発展版の「eEurope 2005 プラットフォーム—みんなのための情報社会」を発表し、六月「11-11」11日(ヤンコトサハ)にてそれが採択され、110011年1月、理事会の承認を得て実施された。

eEurope 2005 では、「リスボン戦略は生産性と成長だけでなく、雇用と社会的結果をめざして」。¹⁷ eEurope 2005 は、ユーザーを中心にしてある。それは参加を拡大し、すべての人に機会を開き、スキルを「回し」わせねばならぬ。eEurope 2005 がやぐてのアクションプランは「eInclusion」⁽¹⁸⁾ に関する手立てを含んでいる。殊にオンライン公共サービスはだけでなく、ホンダや携帯電話がひどく利用できるようにするがやぐての市民を包摂するのに重要である。」¹⁹ とされた。

修正期に至るEUの情報基盤政策(二・完)
eEurope 2005 は、110011年1月11日(ヤンコトサハ)にeEurope プラットフォームで触れられたかったインターネットと交通システムとの連携をめぐる「eEurope 2005」には盛り込まれてこない。以下、eEurope 2005 の概要を示す。

(1) 目標

eEurope 2002 はインターネットの普及を主眼としていたが、成長を引出すためにはインターネットが経済活

説動に結びつく必要がある。eEurope 2005 は、新規市場の創出、コスト削減、生産性の向上を生み出すような、サービス、アプリケーション、コンテンツ⁽¹⁶⁾を促進する。これらの基盤となるインフラの整備は王としてマーケットの活動にかかるおり、それゆえアクションプランは、公共政策が付加価値を提供し、民間投資に好ましい環境を構築することに寄与できる分野を重視する。

重要なサービスがPCからだけでなく、インターネットデジタルテレビ、3G、ケーブルネットワークからでも利用できるようになり、マルチプラットフォームのサービスが開かれた。バルセロナサミットでは融合のため、これらオープンプラットフォームの重要性が強調されている。

また、マルチプラットフォームをサポートする上で、特別な必要のある人々のためをも含む、eInclusion をさらに推進する。

(11) アプローチ

- ・インフラ整備とサービス開発に関する、ブロードバンドとマルチプラットフォーム双方の間の建設的な交流の促進を試みる。
- ・アクション（行動）は加盟国、地域レベルにおける従来の政策を超えるもの、効果が確実なものとすべきである。
- ・柔軟性に富んだ内容とし、アクションの中間時点での見直しを行うことにより、新加盟国が漸次スムースに、アクションプランを導入できるようすべくである。

そのために、互いに強化し合うアクションプランのグループが二つ設定されている。

修正期に至る E U の情報基盤政策 (二・完)

一つは消費者に提供されるサービス、アプリケーション、コンテンツを促進するもので、オンライン公共サービスや電子商取引も含んでいる。

〔二〕 現代的で先進的なオンライン公共サービス・オンライン政府、オンライン学習、オンライン健康管理サービス。

〔二〕 ダイナミックな電子商取引環境。

もう一つは、それを実現するための供給側のインフラ準備に関するものである。

〔三〕 広範に利用可能な競争的価格によるブロードバンドアクセス。

〔四〕 セキュリティの高い情報インフラ。

アクションプランの概要は以下の通り。

- ・加盟国内または全欧洲レベルでの立法の検討と採択のための政策措置。
- ・経験、優良事例（グッドプラクティス）の流通とデモプロジェクトの促進。
- ・ベンチマークを行いモニターすることによる政策措置の焦点化。
- ・アクション間の調和をもたらす既存政策の全体的協働。

(iii) アクションプラン ⁽¹⁸⁾

〔二〕 加盟国内または全欧洲レベルでの立法の検討と採択のための政策措置

〔一〕 現代的で先進的なオンライン公共サービス

〔一〕 オンライン政府 (eGovernment)

テーマ	行動	期日
ブロードバンド接続 相互運用性 インターネットタイプな 公共サービス	加盟国は全ての行政機関をブロードバンド接続することをめざす。 市民と企業に汎欧州規模のオンライン政府サービスを提供するために、欧州委員会は相互接続性についての枠組を採択する。 加盟国は基本的な公共サービスを、ブロードバンドやマルチプラットフォーム（電話／TV／コンピューター等）を介し、インターネットかつ全ての人にアクセス可能なものとする。	1100五年まで 110011年末 1100四年末
公共調達	加盟国はその公共調達の大半を電子的に行なう。	1100五年末
公共インターネット アクセスポイント 文化と観光	全ての市民に対して使いやすい公共インターネットアクセスポイント（Public Internet Access Points: PIAPs）を整備する。 欧州委員会は加盟各国、自治体、民間セクターと協力して、文化面と観光面で欧州を振興し、相互親和的な公共情報を提供するための電子サービスを策定する。	未詳 1100五年末
【――――】 オンライン学習 (eLearning)		
テーマ	行動	期日
ブロードバンド接続 eLearning 事業	加盟国は、全ての学校、大学が教育、研究のためのブロードバンドインターネットアクセス（eLearning）にとって重要な施設もブロードバンド接続する。 欧州委員会は市場動向を調査し、欧州 eLearning 市場のさらなる発展を図るため、法的、経済的、社会的な問題を分析し、必要に応じて問題を改善し、eLearning 事業の新規内容を探査する。	1100五年末 110011年末

修正期に至る E U の情報基盤政策 (二・完)

すべての学生のための仮想キャンパス	加盟国は、EU プログラム 「eLearning」 と 「eTEN*」 をテコに、大学において、学生と研究者のためのオンラインアクセスを提供する。	二〇〇五年末
大学と研究機関のコンピューターが支援する協働システム	高度演算インフラと G R I D 技術に基礎を置いた情報化ネットワーク／インフラの発展に向かう研究事業を、欧洲委員会の統率で開始する。	二〇〇二年未
知識社会のための技能再訓練	失業者、労働市場に戻る女性等の成人に対して、雇用可能性を高め、生活の質を向上させるため知識社会での就労に必要な技能習得へ向けて、加盟国は地域支援基金を活用して人員養成措置をとる。	二〇〇二年未
【――――】 オンライン健康管理 (eHealth)	<p>* E U では、オンライン公共サービスの大部分が加盟国レベルで実施されるため、複数国にまたがって一定規模の展開をめざさず、小さな市場しか想定しないサービスが多く、また、公共性が強く早期のリターンを望めないので、民間資本は参入したがらない。そこで e T E N は、域内で国境間にまたがるサービスのためのプロジェクトを支援することを目的とした。二〇〇三年から二〇〇六年までの間一億七〇五〇万ユーロの予算をかけ、オンライン政府、オンライン学習、オンライン健康管理、eParticipation (オンライン参加・広い意味でのデジタルデバイド解消)、信頼性とセキュリティ (Trust & Security)、中小企業の六分野で、成熟技術によるサービスの展開と研究開発成果の有効利用のためのプロジェクトが募られた。</p>	
テ　　マ	行　　動	期　　日
電子健康管理カード	欧洲委員会は、紙の欧洲健康保険カード (現在自国外での医療措置に必要とされている手続き) に変わるものへの導入に向けた提案を行う。	二〇〇三年春のサミットまで
健康管理情報ネットワーク	加盟国は、医療ポイント (病院、ラボラトリ、自宅) を繋ぐ医療情報ネットワークを整備。	二〇〇五年末
オンライン健康管理サービス	市民にオンライン医療サービス (電子化カルテ、オンライン治療、オンライン払い戻し等) を提供する。	二〇〇五年末

〔一一一〕 ダイナミックな電子商取引 (eBusiness) 環境

論

テーマ	行動	期日
立法	欧州委員会は、110011年に予定される電子商取引 (eBusiness) サミットを皮切りに、企業の eBusiness 利用を妨げる要因を特定し取り除くために、必要に応じて現行の関連規制を見直す。	未詳
中小企業	中小企業をサポートするアクションを強化、調整していく。eBusiness のイノベーション、優良事例との共有とガイドライン及び標準の発展を推進する。eBusiness 分野で中小企業向けの欧州支援ネットワークを立ち上げる。	110011年末
e-skills	欧州委員会は、欧州におけるデジタル技能の提供と必要性に関する分析を発表する。民間部門は欧州委員会と加盟各との支援を受けて、eBusiness における取引、セキュリティ、署名、購買、調達及び決済について相互運用可能な eBusiness ハリューションを構築すべきである。それによって、シームレスで安全、容易に全欧州をカバーやる電子商取引が可能となるサービス等が促進されるべきである。	110011年末
安心と守秘性	欧州委員会は、民間部門、消費者団体、加盟国と協力して、オンラインADR (Alternative Dispute Resolution : 裁判外紛争処理) 導入の可能性について調査する。	110011年末
.eu 企業	.eu ドメイン名において、企業に対し、例えば信頼できる組織に付すラベル等といった補足的な要素を提供できるかどうか調査する。	110011年末
〔一一一〕 セキュリティの高い情報インフラ		
テーマ	行動	期日
サイバー保護対策	110011年に欧州委員会が発表する提案をベースに、110011年中にサイバー保護対策チーム (CSTF : Cyber security task force) を設置し、欧州レベルでのオンラインセキュリティの強化を実現する。	110011年中頃

【二一四】広範に利用可能な競争的価格によるブロードバンドアクセス

チーク	イン情報保護インフラを設置する。	
セキュリティ文化	公共セクターと民間セクターで、情報通信関連製品の設計と生産において「セキュリティ文化」という考えを取り入れる。	二〇〇五年末
公共サービス間の安全な通信	公共サービス間の情報交換において安全な通信環境を整備できる可能性を検討する。	二〇〇三年末

テーク	行動	期日
周波数政策	大容量のワイヤレスサービス提供に必要な周波数を確保するため、電波配分政策において新たな規制枠を採用する。	未詳
より不便な地域におけるブロードバンド	不利な条件下にある地域におけるブロードバンド整備を推進する。	未詳
ブロードバンド普及	加盟国は投資促進をめざし、例えば法的障害を取り除くことで、電柱及び管路の利用への障害の低減を容易にせねばならない。	未詳
マルチプラットフォームコンテンツ	様々な形のインターネットプラットフォーム上（地上波デジタル、3G携帯電話等）で、公共サービスのコンテンツを拡充する。	未詳
デジタル化への切り替え	デジタルテレビ放送への移行を加速するため、加盟各国は関連方針を明らかにする。	二〇〇二年末

以上、オンライン公共サービスをまとめれば、二〇〇五年度までに、加盟国政府と公共機関、学校、医療機関等をブロードバンドで接続し、各都市、地域別に公共インターネット接続・ポイントを設け、市民が自由にオンライン

公共サービスを受けられるようになることになる。

〔二〕 経験、優良事例の流通と、デモプロジェクトの促進

歐州委員会は加盟国、加盟候補国、民間部門との緊密な協力関係の下に公共、商業における実施例、企業事例を取り上げ、選択、分析する。選択された事例は補強されて、適用範囲を拡大し、優れたテンプレート、あるいはガイドライン作成のための分析材料として活用する。

〔三〕 ベンチマークを行いモニターすることによる政策措置の焦点化

また、ベンチマークに関しては目標値を設定し、加盟国の承認を得ることとする。IT政策は時代への迅速な対応を要求されるため、目標値に対して迅速に測定され、政策の関連性の維持が図られる必要がある。そのため、歐州委員会は法的基準を提案し、また、国家統計局や歐州委員会統計局の公式統計をより活用する必要がある。加盟国はそれぞれ分析を行い、結果は定期的にウェブサイトで更新する。歐州委員会並びに各國は、特に発展の遅れている地域についての国家、地域の情報社会化戦略の展開との関係で、地域ベンチマー킹の開発を促進する。

〔四〕 アクション間の調和をもたらす既存政策の全体的協働

さらにIT政策のための協調メカニズムが必要だが、これに対応するため、歐州委員会はeEuropeの運営グループを構成している。運営グループは、加盟国及び加盟候補国の代表、歐州議会、さらに必要な場合には民間部門、消費者団体の代表等を加えて構成されている。運営グループはeEuropeの進展状況をモニターする。

四一四 第六次フレームワークプログラム

先述の二〇〇二年三月バルセロナサミットでは、リスボンサミットで決定された目標を達成するため、各國主導

は二〇一〇年までに研究開発予算をEU域内の国内総生産（GDP）の三%に「引き上げる」と合意し、そのうちの二分の一を経済界からの投資、三分の一を公共投資によって行うとした。

こうした情勢の下、二〇〇二年六月二七日に発表され、二〇〇二一〇〇六年を実施期間とする第六次フレームワークプログラム⁽¹³⁾（以下、FP6）のプログラムの当初予算総額は、二〇〇一年を基準としたEUの総予算の約三・九%にあたり、第五次と比較して一七%の増加となる一七五億ユーロであった。⁽¹⁴⁾これは民間の研究費の六%に相当する。

二〇一〇年までに欧州を世界で最も国際競争力のある地域に育て、知識基盤型経済圏を確立するというリスボン戦略にのっとり、リスボンサミットでは汎欧州研究開発基盤として、欧州研究開発圏（ERA：European Research Area）イニシアティブが採択されたが（既述）、競争前段階の研究開発を対象とするフレームワークプログラムはEUが域内でERAを確立していくための最も重要な財政的、法的手段である。それゆえ、FP6は、EU域内における持続可能な成長と雇用創出等を目的として、ERAに相当額を配分し、その確立により実際の研究開発活動とERAの確立に向けた活動が相乗効果をもたらすことを企図した。リスボンサミットでは、EU域内における技術開発レベルやインフラの状況に関する地域間格差への配慮、研究開発における非効率さを是正するためのEUと構成国の研究開発事業をネットワーク化するメカニズムの必要性が指摘されている」とから、FP6は、研究開発の横の連携をより強化し、また、研究開発の具体的対象分野を特定した次の二つの新しい施策が取り入れられた。

（一）卓越ネットワーク（NoEs：Networks of Excellence）

国や地域レベルに存在する研究開発能力や資源を欧州全体で統合するににより専門知識を蓄積し、先端科学技

術レベルを集中的に強化、発展させ、欧洲のネットワークの卓越性を強化し、グローバルにも主導的立場に立つことが目標となっている。製品開発やプロセス開発等、具体的な成果を求めるのではなく、目標は長期的で多元的なものである。ネットワークはバーチャル化するものとされている。

ネットワークの規模は活動分野とテーマによつて異なるが、最低六機関の団体参加を原則とする。年間補助額は平均で数百万ユーロの予定で、ネットワークは公募で選出されるととしている。

(II) 統合プロジェクト (IP : Integrated Projects)

こちらは、科学、技術、社会、商用目的達成のため、各国に分散している研究資源を統合し、科学技術上の明確な目標を設定し、製品、プロセス、サービス開発の格別な成果が求められた。長期の研究開発や危険の伴う研究開発等、大型プロジェクトを対象とした。活動資金は公的補助ばかりでなく、民間資金を含めた広い範囲で調達するものとされた。

プロジェクト毎の予算は全体で数百万ユーロとされているが、数千万ユーロとなることも可能で、プロジェクトへの参加規模は、中小企業に門戸を解放するため制限しないとした。なお、具体的な製品開発等をめざす特別目標研究開発プロジェクトや、中小企業の技術力を強化することをめざす中小企業研究開発プロジェクト等、従来の実施手段はそのまま踏襲された。

プログラムの予算の多くはERAやJRC (Joint Research Centre) 等を通じて配分されるが、以下の二つは重点項目である（総計一五五億一〇〇〇万ユーロ）。

- ・ 欧州研究開発の統合（予算：一二五億八五〇〇万ユーロ）。

・ ERAの整備（予算・二六億五〇〇万ユーロ）。

・ ERAの基盤強化（予算・三億一〇〇〇万ユーロ）。

以下、本稿では「欧洲研究開発の統合」のICT関連予算に絞って見ることとする。
まず、「欧洲研究開発の統合」の予算配分を表八に示す。⁽¹⁸⁾

表八 「欧洲研究開発の統合」の実予算配分（単位・ユーロ）

プログラム名	予算額
（二） 七つの優先分野（優先項目予算の最低一五%は、中小企業向けに予定されている。）	一三億五五〇〇万
健康のためのバイオサイエンス、ゲノム解析、バイオテクノロジー	一〇億七五〇〇万
情報社会化技術（I S T）	一三億
ナノテクノロジー、ナノサイエンス、知的多機能性材料、新しい製造法と設備	六億八五〇〇万
航空宇宙開発	二二億二〇〇〇万
食品の品質と安全	二億二五〇〇万
持続可能な発展、地球環境の変化、エコシステム	五億五五〇〇万
知識基盤社会における市民とガバナンス	四億三〇〇〇万
（二）研究開発の広い分野における特殊活動	三億一五〇〇万
将来の科学技術の必要性を先取りした政策支援活動と計画	
中小企業の参加による研究開発活動	
国際協力支援活動	

以上のように、「欧洲研究開発の統合」では、知識基盤型経済を確立する目的で、研究開発の高効率化を図るために七つの優先分野が選定された。この優先分野の一つとして情報社会化技術（IST：Information Society Technologies）計画が推進されたが、七優先分野総額一二二億八五〇万ユーロの約三三%、フレームワーク総額の概ね一割が充てられていく。¹⁰⁶⁾

FP6におけるISTの目的は、（一）ヨーロッパにおける情報社会創造の中心となるハーベンウェア、ソフトウェア技術、アプリケーション開発の促進と、（二）ヨーロッパの産業競争力の強化と知識基盤社会の恩恵を全てのEU市民に与えることである。

- IST分野は以下のように細分化されている。
 - すべての市民のためのブロードバンドアクセス。
 - 次世代移動通信システム。
 - グローバルな信頼性とセキュリティのフレームワーク。
 - 各機関、企業、政府間のネットワーク化等。

例えば、「グローバルな信頼性、セキュリティフレームワーク」（Towards a global dependability and security framework）には、約一億五〇〇〇万ユーロが予定され、ISTインフラの信頼性とセキュリティ、個人情報と電子資産管理に関するものを主に研究対象として、信頼できるスマートカード（Trusted Personal Devices）やバイオメトリックス（biometrics）による電子認証、セキュリティモデルとアーキテクチャー（Security Models and Architectures）やID（Identity）技術等が研究された。

一〇〇五年一月には一九九九年から一〇〇三年までの IST 分野の評価報告書「五カ年の評価 (Five-Year Assessment: 1999-2003)」⁽¹⁷⁾ が公表された。⁽¹⁸⁾ 以下、内容を簡単に示す。

FP 6 全体の特徴は、以前よりも絞られた数のプロジェクトに予算を集中し大規模化する」とある。実際に以前の数倍以上 (数百万ユーロ規模) のプロジェクトが立ち上げられている。

FP 6 における IST の優先分野は以下の通りである。かつて内は一〇〇五年段階での進行中プロジェクト数である。

- 應用研究 (一五七)。
- 通信／コンピューターソフトウェア技術 (八七)。
- コンポーネント／ミクロシステム (五八)。
- 知識／インターフェース (二六)。
- 未来／最先端技術 (一一)。

FP 5 では、技術の用途として、市民向けと企業向けに分けられていたが、FP 6 では「応用研究」として一つにまとめられている。逆に、基盤技術、インフラ技術は、「通信／コンピューターソフトウェア技術」と、「コンポーネント／ミクロシステム」の二つに分けられた。これらは、FP 5 に比べ FP 6 が長期的な研究開発に重点を移していることを反映したものである。

上記優先五分野の中に、「戦略的目的」と呼ばれる合計二六の重要な研究開発項目が定められており、プロジェクト公募はこれを基に行われた。戦略的目的別にプロジェクト数を見ると、欧洲において取り組みの強い分野と弱い

説
論
分野が、それぞれどこであるかが分かる。具体的には、以下の通りである。

「取り組みの強い分野」

- ・ネットワーク化された商取引と政府。
- ・オンライン健康管理。
- ・モバイルユーチャ、労働者のためのアプリケーションとサービス。
- ・3G以降のモバイルワイヤレス技術。
- ・ネットワーク化されたAVシステムと家庭内プラットフォーム。
- ・ミクロ／ナノシステム。

「取り組みの弱い分野」

- ・リスク管理。
- ・製品とサービスの開発エンジニアリング。
- ・ディスプレイ。
- ・認識システム。

ISTは欧洲委員会の中では情報社会総局が担当しており、同局がほぼ完全に運営、決定を握っている。これを反映して、同局職員の七五%以上がISTに係る業務にあたっている。⁽¹⁹⁾

FP6のISTの後半の実施要領である「二〇〇五—二〇〇六年度ワークプログラム」では、戦略的目的のうち、

以下の二つを優先することとしている。

- ・無限小と無限大を求める。具体的にはナノ技術によるSOC (System on a Chip)、ブロードバンド通信とグリッドコンピュータ等。

- ・他の技術領域と重なる領域を開拓する。具体的には、ミクロ／ナノシステム、健康関連、認識システム等。

また、同プログラムでは、中小企業の参加に大きな注意を払うものとしている。ISTの最初の公募では、中小企業を一社でも含むプロジェクト提案は全体の二五%しかなく、しかも採択されたプロジェクトで見ると、この割合は一五%に過ぎなかつた。FP5の下のISTでは実施プロジェクト全体の約三分の一に少なくとも一社の中小企業の参加があつたことに鑑みれば、中小企業の参加は極めて低下したといえる。特に、研究開発の成果を製品やサービスに利用するローテク中小企業の参加率が低下している。このため、企業の財務条件緩和等の措置を講じ、中小企業の参加率を大幅に引き上げることとした。

四五 第五次EU拡大

最初に簡単な背景理解をしておこう。

二〇〇四年五月一日、既存一五カ国（以下、EU-15）に、東欧五カ国、バルト三カ国の旧社会主義国八カ国と島国一カ国の計一〇カ国^{〔1〕}（以下、新規加盟国）が加盟して、EUが二五カ国体制となつたことは、EUの第五次拡大と呼ばれており、国数においてそれまでのなかで最大の拡大であつた。人口は三・八一億人から四・五四億人とな

り（100四年当時）、市場は拡大したともいえるが、GDPでは5%の増加に過ぎず、（10011年当時）、一人あたりのGDPは-2%下がった。EUは域内の経済格差を抱えるんだである。⁽¹⁶⁾また、公用語も「一ヵ国語から一ヵ国語」になった。経済面だけでいうと、EU-15は市場の拡大とともに、低賃金の労働力や潜在需要等を期待し、新規加盟国は投資や技術移転、安定的な経済的法的枠組の整備、EUからの補助金による経済基盤整備等を期待したといわれる。⁽¹⁷⁾

さて情報社会基盤に関しては、新規加盟国が加入するまでに、EU-15との間にどのような摺り合せがあり、拡大後はどのような状況だったのだろうか。⁽¹⁸⁾

EU-中東情報社会化フォーラム（EU-CEEC Information Society Forum）は、バンゲマンが開催した既述の一九九五年六月（ブリュッセル）を皮切りに、九六年九月（プラハ）、九七年一〇月（ブリュッセル）で行われたが、九七年の第三回フォーラムにおいて、中東欧諸国の情報社会化への取り組みについて一連の勧告がなされるとともに、勧告の実施をモニターし、政府間会議（Ministerial Conference）を開催する合同ハイレベル委員会（JHLC : Joint High Level Committee）が設立された。

二〇〇四年までに第五次拡大が実現される見込みであったとはいっても、具体的な加盟国は確定していなかったため、里斯ボン戦略自体には加盟候補国への配慮はあまりなかったが、加盟候補国も加盟後はこの里斯ボン戦略に従つていく必要があった。すなわち、加盟候補国は加盟交渉と並行して、里斯ボン戦略の情報社会化戦略であるeEurope戦略に追いつく必要があったのである。

それゆえ、里斯ボンサミット直後の二〇〇〇年五月、JHLCによるワルシャワでの政府間会議において以下のアクションプランが合意された。⁽¹⁹⁾

- eEurope イニシアティブの目標を考慮に入れた情報社会化のための加盟候補国でのアクションプランの作成。
- EUでの電気通信関連の法的枠組の適用（電気通信市場自由化の早期達成）。
- ICT産業と電子商取引にとって決定的に重要な分野（例えば、電子署名、消費者保護等）についてアクションノーテール（*Acqui communautaire*：EU法の総体）の採用の加速。
- 競争力のあるICT産業の創造、維持、拡大とICTスキル不足を緩和するための汎欧洲活動への参加。
- 中小企業における電子商取引促進のためのプログラムの実施。
- 行政と企業、NGO、市民間の情報へのオープンなアクセスを実現。
- 電子署名認証等によるアクセス上のセキュリティの確保。
- 優遇税制、ベンチャーキャピタル、EIB（European Investment Bank：欧州投資銀行）の支援等により、民間の研究投資、研究と開発の連携、ハイテク企業の創設を容易にするための環境改善。
- すべての高等教育機関や大学がインターネットやマルチメディアリソースへのアクセスを持つ。新しい挑戦にこたえられるようなカリキュラムの採用。教員のIT利用技術の習得。
- 情報社会化を目的とする地方の発展政策、計画、プロジェクトの確実な実施。
- 情報社会化プロジェクトを支援し、その法的枠組作りを支援するEUプログラム資金（PHAREプログラム¹⁷⁵等）の十分な活用。

次いで、加盟候補国のみを対象とした情報社会化戦略として、二〇〇一年六月のヨーテボリサミットにおいて加盟候補国政府首脳¹⁷⁶が発表する形で、「eEurope+2003 アクションプラン—欧州情報社会形成のための協同努力」（以¹⁷⁷）

下、eEurope+）が発表された。

説

eEurope+の策定の目的は、強力な政治的コラボレーションをベースとした明確なアクションプランを示し、EUの加盟候補国が有している潜在力を十分に引き出すこと、「EU加盟国との間のデジタルデバイドの拡大を避ける」といった。eEurope+は、加盟候補国において、市民に知識基盤型経済の繁栄をもたらすためには、「経済の近代化、ビジネスプロセスや政府の機能の変革、並びに市民、企業、政府の関係の変化」が必要であり、そのためには、政策的なアプローチが必要であるとの認識にたっている。また、eEurope+は加盟候補国がEUと協調、協力し、重要な体験情報交換をすることを通じて、ヨーロッパ統合を進めねじこった。

eEurope+は、加盟候補国共通の情報通信戦略が、加盟候補国経済改革、近代化を加速する引き金となることを期待したものであり、EUと加盟候補国が経験を共有するために、足並みを合わせた行動を取ることを目標としたものであった。すなわちeEurope+は、拡大後のEUを想定し、デジタルデバイドを克服して加盟候補国が欧洲情報社会で力を発揮できるようにするためには、加盟候補国によるアキ・コミュニケーションの継承だけでは情報社会の実現には不十分であり、積極的なアクションが必要だとの認識から策定されたのである。

eEurope+の目標期限は、加盟候補国が早急に行動することが必要であるとの認識から、1100三年と設定された。また、毎年毎の詳細なプロセスを決め、その結果をモニタリングする手法をとった。

eEurope+の基本的なコンセプトの違いは、eEurope+が、EU-15と加盟候補国とのこれまでの発展の差異を踏まえた上で、特に情報社会の基盤整備、すなわち、電子通信基盤インフラの整備とEU法の継承による自由化導入の早期実現を目標に加えた点である。

eEurope+は、次の通り、四つの目標を柱として構成されている。

修正期に至る E U の情報基盤政策 (二・完)

- 目標〇・情報社会の基盤整備の加速
 - ・全ての人への手ごろな通信サービス提供の加速化。
 - ・情報社会化に向けたアキ・コミュノテールの国内法への継受と執行。
- 目標一・より安価、高速、安全なインターネット
 - ・より安価で高速なインターネットアクセス。
 - ・研究者、学生のためのより高速なインターネット。
 - ・安全なネットワークとスマートカード。
- 目標二・人材とスキルへの投資
 - ・欧洲の青少年をデジタル時代にいざなう。
 - ・知識基盤型経済における労働。
 - ・知識基盤型経済への全市民の参加。
- 目標三・インターネットの利用促進
 - ・電子商取引の加速化。
 - ・オンライン政府・公共サービスへの電子的アクセス。
 - ・オンライン健康管理。
- ・グローバルネットワークに向けた欧洲デジタルコンテンツ。
- ・インテリジェントな交通情報システム。
- ・オンライン環境保護。¹⁷⁸

説
論
信インフラの整備が遅れていた加盟候補国において情報社会の基礎を築くことよりも重視し、eEurope+に独自に追加されたものである。

」の目標○「情報社会の基盤整備の加速」には、二つの項目がある。

一つめは、「全ての人への手の届く通信サービス提供の加速化」である。これは、電子通信分野における「自由化」、即ち競争の導入により実現するものとする他、「既存EU加盟国一五カ国のように固定ネットワークを中心にするものではなく、固定、無線、ケーブルテレビといった様々な技術を利用する」とにより実現を図るとされており、特定インフラの普及率を向上させる」とのみならず、全ての加盟国国民が、ネットワークにアクセスする手段を持つるようにするという配慮が付け加わっている。

二つめは、「情報社会化に向けたアキ・コミュニケーションテールの国内法への継受と執行」であり、このでは、通信分野に限らず広く電子商取引等の周辺分野のEUの枠組も含めたアキ・コミュニケーションテールの国内法への継受を行うこととやれど、

また、その他の目標におけるeEurope 2002 よりインターネットの強調度が高い。

eEurope+は、各項目に対しベンチマークを設定して評価を行つようにな策定されたが、このベンチマークは絶対的な数値目標ではなく、主にその時点のEU-15平均との比較においての評価とされた。

「1001年6月11-14日にリュブリヤナで開催された「情報社会化についての欧州閣僚会談（European Ministerial Conference on Information Society）」で、中間報告である「eEurope+2003 Progress Report June 2002」が発表された。プログレスレポートは、加盟候補国でも情報社会化は始まっているが、その国に社

会的、経済的な力や政治的な影響を大きく受けているとし、国により進展に差異が生じているとしている。なお、同月EU-15では、既に高度な計画である、先述のeEurope 2005アクションプランが採択されており、新規加盟国はEUの一員として必然的に、eEurope 2005を実行していくこととなる。

第五次拡大を目前にした「〇〇四年」[月]「六一」[七日]にはブタペストで「情報社会化についての欧州閣僚会談」が開かれ、最終報告である「eEurope+2003 Progress Report February 2004」が公表され、新規加盟国の電子通信、情報通信分野の普及状況が報告された。

この最終報告では、加盟候補国は、eEurope+の公表以降、多くの分野で非常に進歩したとされているが、インターネット自体に対する関心がまだ低いことから、インターネットの普及がまだ低いレベルにあること等、加盟候補国のはとんどはEU-15のレベルには達しておらず、情報社会化は未だ不十分であるとし、当時の加盟候補国的情報通信は、EU加盟後も知識基盤型経済の実現を掲げるリスボン戦略に向けた政治的な課題の焦点となると締めくくつてある。

さて、eEurope+最終報告が指摘する課題の一つにパソコン（以下、PC）普及の問題がある。

最終報告の加盟候補国における個人の平均月収に対するPCの価格と自宅でのPC保有状況の世帯調査では、個人の平均月収でPCを買えない国は、チェコ（PCの価格は平均月収の一・四六倍）、エストニア（同一・八四倍）、ハンガリー（同一・一五倍）、リトアニア（同三・六六倍）、ラトビア（同一・〇四倍）、スロバキア（同一・六四倍）の六カ国にのぼる。五〇%以上の割合で自宅にPCを有しているのは、チェコ、マルタ、スロベニアの三カ国のみである。しかし最終報告は、「オンライン政府や商品、サービスをオンラインで購入できるからといって、PCを購入するという個人の大きな投資を正当化はできない。」として、インターネットの普及のためには、加盟候

補国において、経済が活性化され、PCが手頃な価格で入手できる状態になることが必要であるとしている。

eEurope+は、1999年から2001年までの二年間のアクションプランであった。この短期間で、EU-15レベルの情報社会化を実現することは、元々困難であった。しかし、リスボン戦略に向けて達成しなければならない計画でもあり、結果として、差異はあるが、それでも一定の進展がみられたこと、新たなEUを視野に入れ、加盟候補国がEUに足並みを合わせてきたという点では意義がある。

先述の如く、加盟候補国は加盟後、インターネットを高度に利用したサービス、アプリケーション、コンテンツを実現するブロードバンドインターネットの普及といったeEurope 2005に従うこととなる。それゆえ新規加盟国が早期よりのeEurope 2005を実現するための、安価で高品質なブロードバンドネットワーク環境、手頃な価格で入手できるPCの普及、またPCを利用したインターネット活用のための教育等の大きな課題が残された。

電気通信に関しては、加盟候補国は一九九三年頃からEU電気通信政策に従った通信政策を実施し、国内市場の自由化に取り組み、旧国営電気通信事業の民営化を行い、EUへの加盟をめざし、順次EUの電気通信政策に合わせた各国内の電気通信政策をとってきた。また、外資を導入することで、国内の電気通信市場の活性化を図った。経済格差やデジタルデバイドはあったが、段階的に電気通信市場の域内調和化に同調してきた。また、EUへの加盟条件であるアキ・コミニオナルについても、加盟候補国が多くは電気通信分野に関して必要な法体系を国内法に継承してきた。国内法未整備であつたエストニアとチエコは、2005年1月1日に新電気通信法を成立させるということで加盟している。

新規加盟国の場合、それまで通信インフラを整備するために、既存通信事業者に対する独占提供権が長期間にわたって認められてきたことから、音声電話サービス並びに加入者回線を始めとするインフラ構築の一応の自由化が

新規加盟国全てで達成されたのは、二〇〇一年一月一日からであった。先述の二〇〇一年テレコムパッケージは、二〇〇四年五月一日のEU加盟日をめどとして、加盟候補国に国内法制化の義務を課していたが、EU-15と比較した場合、新規加盟国は、市場の実体とのギャップは大きい状態で新たな法的枠組となる二〇〇一年テレコムパッケージに準拠しなければならなかつた。

新規加盟国はEU-15に追いつくために、新指令に準拠した国内法制整備以外にも、EUの政策に従い様々な情報通信政策を実施しているが、それに大きく貢献しているのが戦略的パートナーとして既に新規加盟国に参入していたEU-15の電気通信事業者である。EU加盟を果たしたとはいえ、EU-15と新規加盟国との経済格差が大きい現状では、新規加盟国とEU-15の通信事業者との連携の強化が重要である。⁽¹⁷⁹⁾

研究支援資金面では、二〇〇四年五月一日の加盟国増加で、FP6の総予算が当初の一七五億ユーロから一〇〇億ユーロに引き上げられた。

新規加盟国は中小企業中心の産業構造となつてゐることから、新規加盟国の中企業がFP6に参加していく」とが大いに期待された。⁽¹⁸⁰⁾しかし、FP6の第一回公募に応募した新規加盟国からの研究開発案の割合は一二・七%に過ぎなかつた。なお、二〇〇一年に新規加盟国の機関、企業に給付された公的補助は二二〇〇万ユーロに過ぎなかつた。

四一六 eEurope 2005 改定版

二〇〇四年一月一八日には欧州委員会によるeEurope 2005の中間報告⁽¹⁸¹⁾が出されるが、eEurope 2002が数値目標になじみやすかつたのに対し、eEurope 2005は質を求める側面が強いため、数値的評価はあまりなされなかつ

欧洲委員会は中間報告後、11006年以降の新たなアクションプランの検討に着手すると同時に、第五次拡大直後の11004年五月一七日、eEurope 2005を改定したeEurope 2005 Updateを公表した。

見直しはeEurope 2005アクションハンドルの大枠を維持し、インフラ整備、電子サービス、アプリケーション、コンテンツの開発促進とEU全域における展開を前提に、ブロードバンド、信頼性とセキュリティ、オンライン政府、オンライン学習、オンライン健康管理、電子商取引、eInclusionの七つの基本テーマを継承しつつ、電子商取引の重みを強化して、信頼性とセキュリティを電子商取引に包含すると同時に、電子商取引のコンテンツ開発に関わらせて、デジタル著作権管理（DRM: Digital Rights Management）を準テーマ化⁽¹⁸⁾している。また、ネットワークインフラについては、EU全域における通信インフラの整備、構築に重点がおかれていたeTENが、eEurope 2002及びeEurope 2005の重要な構成要素であったが、EU-15において固定網整備が進んだことにより、ブロードバンドアクセスの普及のみが重点項目となつた。

各テーマにおいては、より細かく照準を絞つた五のアクションを提起している。以下箇目を示す。

（一）ブロードバンド

- 新規加盟国ブロードバンド戦略
 - 行動一：11004年末までに新規加盟国におけるブロードバンド戦略を採択する。
 - 成長イニシアティブとデジタルデバイドフォーラム
- 行動一：欧洲委員会は11004年内に「デジタルデバイドフォーラム」を開催し、11004年九月半ばにはその協議の成果をまとめた。

行動三・二一〇〇一年一月に発表した「次世代インターネット」にあるように、歐州委員会は一〇〇四年中に域内におけるIPv6関連の取り組みを調査し、二〇〇四年末までにそれをまとめた報告書を作成する。

(二) オンライン公共サービス

• 配備に向けて

行動四・二〇〇五年末までに全欧洲レベルでのオンライン公共サービスを配備するための詳細な優先事項リストを作成する。

• オンライン政府

行動五・二〇〇五年半ばまでに、「オンライン政府のための模範事例フレームワーク」を十全に活用できる体制を、以下を通じて整備する。

地方、地域、国、欧州、世界レベルでのオンライン政府分野での模範事例の交換や学習を容易にする。

模範事例の交換活動に持続性を持たせる。
成功事例の再利用を妨げる法的要素、システムの所有権、公共調達条件等、模範事例の移転を妨げる要因を同定する。

• オンライン健康管理

行動六・二〇〇五年末までにオンライン健康管理における相互運用性に関する模範事例の一覧資料を完成させる。

• オンライン学習

行動七・二〇〇五年末までに教育、訓練、研究、産業において中心的役割を担う人々と行政関係者間の協力強化を

めざした活動についてのロードマップを作成する。

(11) 電子商取引のための安全でダイナミックな枠組の創造

・電子署名

行動八・欧州委員会は、電子署名の促進をめざし、電子署名指令の取り扱いと効果を分析した報告書を作成する。

・電子決済—携帯電話決済 (m-payments) のための大枠

行動九・二〇〇五年末までに主要関係者は、携帯電話決済に関する大枠を提出する。

・デジタル著作権管理

行動一〇・デジタル著作権管理に関するハイレベルグループは、二〇〇四年内に技術的、経済的、法制的な課題を同定し、これまでの協議段階から実施段階への移行のための戦略的勧告を行う。

・電子商取引のさらなる実現に向けて

行動一一・企業相互運用センターの二〇〇五年末の始動をめざし、そのための適切な条件を整備する。

行動一一・二〇〇五年末までに中小企業の電子商取引に関する模範事例データベースを整備する。

(四) eInclusion

行動一一・二〇〇五年半ばまでに、eInclusion に関する全体的背景を分析し、それに特定の領域と実現可能な目標を定める形で、eInclusion の優先項目を再評価する。

(五) eEurope バンチマーク

行動一四・柔軟な回答データ収集報告メカニズムによる、統合ウェブプラットフォームとして eEurope OnLine を設置する。これを以下の二段階で実現する。

- ・統合ウェブプラットフォーム：第一段階として、一〇〇四年末までに、欧洲統計局（Eurostat）のその他の関連ソースによるリンクされた、すべてのベンチマーク指標を紹介するウェブサイトを整備する。第一段階では、一〇〇五年半ばまでをめどに、欧洲委員会による正式な分析総括を加えたデータを提示する。
- ・柔軟に反応できるデータ収集報告メカニズム：MODINISプログラムを活用し、欧洲統計局のデータ収集作業ではカバーしきれないものに的を絞って設置する。欧洲委員会は加盟国との協議の後、一〇〇四年内に提案を行う。

(二) リスボン戦略へのICTの貢献

行動一五：欧洲委員会は、一〇〇五年春のサミットに向け、一〇〇五—一〇一〇年までの情報社会技術のリスボン戦略への貢献のためのオリエンテーション及び総括報告⁽¹⁸⁾、eEurope の戦略的分析を提出する。

eEurope 2005 改定版では、先述の電子商取引の重視の他、第五拡大による統合の深化に不可欠なeInclusionが特に強調されている。

eEurope 2005 改定版によれば、eInclusionとは、「全ての欧洲市民に対して、ICTサービスへの平等なアクセスを妥当な価格で提供し、ICTサービスの利用を保証する」となつてはいるが、そこに止まらず、ICTを通じて社会的な結束（inclusion）を強化する施策である。eInclusionは、雇用、教育、訓練、研究開発等、他のEUレベルでのイニシアチイブとの密接に関連してはいるが、その推進自体がリスボン戦略に規定された目標のひとつである「結束」の実現に大きく貢献するものである⁽¹⁹⁾。

先述した通り、eEurope 2005 の改定版においては、一〇〇五年中頃までに、特定の目標を定め、eInclusion

の優先順位を再評価するべきだとの提言がなされている。欧州委員会は、ICT普及における地域的、社会的不均衡を評価するために、より総合的なデータの収集とその分析の重要性を強調すると同時に、eInclusionの具体的な策を以下のように提示している。

- ・オンラインサービスへのアクセス増加と利用促進に向けて、デジタルテレビ、携帯電話プラットフォーム、ワイヤレスネットワーク等、PCに限定されないマルチプラットフォームを通じたeInclusionのためのガイドラインを策定する。
- ・アクセスや使いやすさの標準等への目標を設定して実施する（公共調達、ウェブアクセシビリティ、ユニバーサルデザイン思想等）。
- ・インターネット公共アクセスポイントのさらなる増強。
- ・eInclusionに対する関心とデジタルリテラシーの向上と適切なコンテンツサービスの提供（特に、社会的弱者や女性への意識理解を高め、阻害されるリスクのあるグループや、特別な必要のある集団に対して向上を図る）。

公共施設におけるインターネットアクセスの提供や、デジタルリテラシーの向上、マルチプラットフォームアプローチといった提案は、いずれも加盟国間の経済格差や各国内における地域格差を考慮し、デジタルデバイドの解消を目指したものといえる。特に、マルチプラットフォームアプローチは、インターネットへのアクセスデバイスをPCに限定することなく、すでに家庭に普及しているテレビや携帯電話によるインターネットアクセスにも広げることで、地上波デジタルテレビによる双向向サービスやUMTS⁽¹⁸⁾サービスの普及をも見通して、EU全域における

る迅速な情報社会化をめざしたものである。eInclusionは、地域、教育、文化、性別、年齢、経済能力等の違いによるデジタルデバイドや、様々な域内格差を減少させることでEUの結束を図るという、EU統合の土台的政策ともいえる。

ICTは、技術革新に向けて研究開発や投資を喚起して、国際競争力を高め、経済活動における生産性を向上させる重要な分野であり、拡大と深化によって統合を推進するEUは、リスボン戦略で掲げた目標実現に向けてICTによる情報社会化戦略に重点を置いた。この中心となつたのが既述のeEurope戦略群である。その第一段階は、ブロードバンドアクセスの確保というインフラ構築であり、第二段階が、整備されたインフラを実質的に活用するためのアプリケーション、サービス、コンテンツの開発と利用の促進である。殊に、言語や伝統といった点に固有のアイデンティティーを有する多様な加盟国からなるEUにおいては、各国における文化伝承を保持、促進していくようなアプリケーションやコンテンツの開発が重要となつた。

五. 情報基盤政策修正期

最後に、リスボン戦略中間評価による情報社会化戦略の修正を見ておく。

五一一 ウィム・コック・レポート

さて、リスボン戦略では中間の一〇〇五年に評価を行い、戦略を見直すことが決定されていたが、一〇〇四年三月、ブリュッセルサミットの要請により、その資料作成の依頼を受け結成されたのが、元オランダ首相であるウィム・コック（Wim Kok）を議長とするハイレベルグループである。

二〇〇四年一月には、このグループによるリスボン戦略の中間報告とも言べき報告書『課題に直面して—経済成長と雇用にとってのリスボン戦略⁽¹⁵⁾』(いわゆる、ウイム・コック・レポート)が公表された。

この報告書では、世界規模の競争激化と少子高齢化社会への移行を見据え、EUが進めてきた経済、社会戦略であるリスボン戦略の進展は目標にほど遠いとされた。そして優先課題を、(一) 経済成長率の引き上げと、(二) 雇用の拡充の二点に絞った。この点で従来、疎外のない調和的な社会をめざしてきたEU政策を若干修正するような部分がある。また、第五次拡大は歓迎すべきであるが、リスボン戦略の目標達成をさらに困難にしたと評し、目標の達成に向けてこれまでの倍の努力が必要と結論づけている。

この報告書は、知識社会、域内市場、企業環境、労働市場、持続可能な環境という、五つの優先政策をあげているが、筆頭は知識社会であり、「ICTの活用を中心とした、研究者にとって魅力ある知識社会を形成すること」、そのための「研究開発のさらなる強化(研究者の優遇と研究開発費の増額)及び情報通信技術の促進」があげられている。⁽¹⁶⁾また、情報通信インフラの充実についても言及している。

さらに、法の整備や低廉な利用料金で競争を促進させる必要性への言及だけでなく、二〇一〇年までにはプロードバンドの普及率を少なくとも五〇%とするために、固定プロードバンドのみならず、3Gや衛星ネットワーク等の無線を利用することが提言されている。

五一一 リスボン戦略修正

欧洲委員会は二〇〇四年一月一九日、「二〇〇五年以降の欧洲情報社会化のための挑戦」というコミュニケを発表した。これは、リスボン戦略、及び今後二〇一〇年に向けて見通されるICTの貢献、並びにeEuropeで今

後重視されるべきテーマや方向性を簡略に説明した文書である。

このコミュニケでは、中国、インド、南米諸国のICT産業の成長により、生産活動だけでなく研究開発や標準作りの活動もこれらの地域に移転されつつあることが指摘され、EUはこの状況を直視し、投資を引き寄せ、質の高い優れた雇用を創出する努力を強化しなければならないとされた。またEUの産業政策の基本は、競争を育成するための明瞭で単純な環境作りにあり、欧州委員会は、この基本政策と最近の世界的な状況に鑑み、二〇〇五年に欧州のICT産業の競争力を分析した上で、適切な政策を提案するとした。

二〇〇五年一月にはウイム・コック・レボートに基づき、欧州共同体委員会が「雇用成長のための協働—里斯ボン戦略のための新しい出発」^{〔17〕}を発表し、同年三月二二—二三日のブリュッセルサミットでは、それをたたき台に、拡大EUを前提に、優先分野の絞込み、政策間の整合性の確保、加盟国と欧州委員会の役割分担の明確化、実行手順の簡略化、政治責任の明確化等、リスボン戦略の修正等が合意された。

五—十三 第七次フレームワークプログラム

二〇〇五年四月には第七次フレームワークプログラム（以下、FP7）が発表された。

二〇〇三年九月にブリュッセルで開かれた競争問題会議において、欧州委員会と加盟国は研究開発への融資方法を高効率化するための検討を開始し、二〇〇三年一月には欧州議会において、ドイツのリンク一ア欧州議会議員のレポートが、実施年二〇〇六—一〇〇年（当時の予定）のFP7の総予算を四〇〇億ユーロ（年間一〇〇億ユーロ）に引き上げるべきだとし、それが満場一致で採択された。さらに、欧州委員会は二〇〇四年六月一六日には将来のEUの研究開発政策コミュニケ「ヨーロッパの将来を握る科学技術—EUの将来の研究支援政策へのガイ

デライン」⁽¹⁸⁸⁾を発表した。これらは、FP7の立案の基本的指針となつてゐる。

また、1100四年六月合意され、加盟国が1100六年未までに批准する」とされたEU憲法条約第一二一条では、科学技術の進歩をめざすことはEUの目標であるとし、フレームワークプログラム等の活動でその目標を達成するための責任を分担すべし。第三一一四九条では、フレームワークプログラムで実施される活動を補足するものとして、欧洲研究開発圏（ERA）を確立するためには必要となる施策を法的に規定しなければならぬとしたが、これもEUの研究支援政策に大きな影響を与えてくる。⁽¹⁸⁹⁾

1100五年四月七日、FP7（実施期間は1100七一11011年に変更）が「成長のための知識の欧洲研究開発圏構築（Building the European research area of knowledge for growth）」への副題をつけて公表された。

これした研究支援の強化により、予算是全期間で六七〇億八〇〇〇万ユーロ、一年あたり約九五億八一八六万ユーロとなり、規模はFP6の一・一九倍となつた（第六次は一年あたり約四三億七五〇〇万ユーロ）。

事業分野には、产学連携でEUの牽引を図論んだ「連携（Cooperation）」、最先端基礎科学をめざす「トライデア（Ideas）」、研究者養成と流動化をめやすす「人材（People）」、中小の企業や研究機関の能力を向上させね「能力（Capacities）」の四つがある。

この内「連携」には、九つのトピック分野がある。

- 健康（Health）。
- 食品、農業、バイオ（Food, agriculture and biotechnology）。
- I-C-T（Information and communication technologies）。
- ナノ科学技術、物性、新しい生産技術（Nanosciences and nanotechnologies, materials and new production

technologies)。

- ・エネルギー (Energy)。
- ・環境 [気象変化含む] (Environment [including climate change])。
- ・輸送 [航空を含む] (Transport [including aeronautics])。
- ・社会経済学と人文学 (Socio-economic sciences and the humanities)。

- ・防衛と宇宙 (Security and Space)。

予算は表九の通りであり、情報社会化 (Information Society)⁽²⁹⁾ は、第六次に比べ総額は倍以上になっている。ただし、比率でいえば九つの優先プログラム総額の約一八・五%と、FP6と比べ若干比率を下げている。またフレームワーク総額でもISが約一六・七%と低下している。

表九 第七次フレームワークプログラム最大総額 (単位:ユーロ)

	七三億五〇〇〇万	環境	一三一億四〇〇〇万
健康			
バイオ、食品、農業	一一億七〇〇〇万	輸送	五一億五〇〇〇万
情報社会化	一一億九七〇〇万	社会経済研究	七億
ナノテク、物性、製造	四一億七〇〇〇万	セキュリティと宇宙	一三五億
エネルギー	一五億九〇〇〇万	総計	三九一億六七〇〇万

五一四 i2010

二〇〇五年六月一日には欧州委員会が「i2010—成長と雇用に向けての欧州情報社会」⁽³⁰⁾ というイニシアティブを公表する。これは eEurope 2005 を継承するEUの情報社会化政策である。i2010 は規制と研究をカバーし、文化

的多様性を発達、促進させ、ネットワーク、サービス、機器の融合を支援し、欧洲の市民、企業、政府が競争を活性化し、成長と雇用の創出を支える」とを目標とし、そうした社会的変革のために、ICTの効用を最大化する目的があるとしている。

i2010 は、五年で、EU諸国が一丸となつて高度情報社会を築き上げるための「单一欧洲情報空間 (Single European Information Space)」モデルを理想として掲げており、その実現には「スピード (プロードバンド環境の充実)」、「リッチコンテンツ (オンラインで提供されるコンテンツ内容の充実)」、「相互運用性 (モバイル環境を含む異なるプラットフォーム上のサービス互換性)」、「セキュリティ (安全に保護されたインターネット利用環境)」の四要素が必須であるとしている。

この i2010 がめざす二方針に、法規制の整備、研究開発の強化、デジタルデバイド是正がある。要点は、以下の通り。

- 法制度に関しては、DRMを始めとする新規制法案を制定すると同時に、陳腐化した古い規制の廃止や改定等を行なう。
- 研究開発においては、たとえ他分野への投資額を削減しても、ICT関連の研究開発費を八〇%増額し、欧米や日本と比較すると極端に少ないともいえるICT分野への研究投資の拡大を実現する。
- ICTを駆使した老人介護、次世代自動車の開発、デジタル図書館の整備等を中心に、EU全域でデジタルデバイド是正をめざす。

また i2010 に関わって、欧州委員会の情報社会・メディア政策担当官コミッショナードであるレディング (Viviane

Reding⁽¹²⁾ は「110110年までは、EU全世帯の半数以上が、最低10Mbpsのブロードバンドを利用している環境が理想であり、ぜひとも実現させたい」とした。⁽¹³⁾

ただ、先述の110110年四月公表のFP7の本文では優先分野が「IST」から「ICT」に変更されたり、110110年六月のi2010の副題が、それまでのeEuropeの副題が「みんなのための情報社会（Information Society for All）」であったのに対し、「成長と雇用に向けての欧洲情報社会（A European Information Society for growth and employment）」となったりと、EUの情報社会化政策が「人のための情報社会」から「経済のための情報社会」に重点を移したかのようには見える。こうした変化の特徴については他日を期したいが、全体経済重視への傾斜が強まつた」とは否定できないようにも思われる。

おわりに—EUにおける情報基盤政策の特徴

EUの情報基盤政策が、これまでのように受け止められてきたか例示してみよう。

(一) 欧州においては、「欧洲地域の統合」という壮大な政治・社会命題を名実共に達成する上で、「通貨統合」と「通信自由化」を重要な促進要素として位置づけてきた。

この場合における情報通信は情報技術（IT）あるいは情報通信市場というストレートな側面のみならず、「情報社会（IS：Information Society）をめざす」という政策目的に関わるキーファクターとして、欧洲連合（EU）全体の科学技術振興に関する視点、あるいはEUの統合を形成するバックボーン（つまり通貨並びに通信サービス規制枠組の統一が、巨大かつ均一な市場形成を裏つける）としての視点等、複合した意味を含んでいる。⁽¹⁴⁾

(二) 政府レベルでの政策として見た場合、米国的情報セキュリティ政策が国家安全保障の立場からサイバー攻撃

の脅威に対応するシステムセキュリティに重点をおいた取り組みが中心であるのに対し、欧洲では経済発展をめざすインフラ作りの立場からの取り組みが活発である。⁽¹⁵⁾

(三) これらは雇用戦略の枠を超えて、情報社会のあり方そのものを論じている。その根幹にあるのは、産業社会と同様情報社会も社会的排除や弱者の機会の度合いが様々でありえるという認識であり、EUは連帯の精神に特徴づけられる欧洲モデルの情報社会をめざすべきだという強い意思である。日本のIT革命論に見られるような、情報社会になれば万事薔薇色といった技術偏重の未来論ではなく、情報社会のもたらす社会的チャンスと社会的リスクをしつかりと見据え、どういう情報社会をめざすのかを明確に示そうとする姿勢が窺える。

ポイントは三つある。第一に情報社会は学習社会だという認識である。今までの学校教育と職業訓練の枠を超えて、生涯を通じて家庭でも職場でも知識の発展を続ける社会がめざすべき姿となる。ここから、生涯学習が情報社会の中核的政策として浮かび上がってくる。…

第二に情報社会は柔軟な社会だという認識である。これには、職場において情報化が柔軟な労働組織を要求するという面と、情報化が職場と家庭の境界を曖昧にしていき、柔軟な生活、労働時間編成を構築していくしなければならないという面がある。これについてはアダプタビリティの柱がまさにそういう問題意識で推進されている。

第三は情報社会がこれまでハンディキャップを負っていた人々に社会参加のチャンスを与えるものであると同時に、アクセスできない人々に社会的排除というリスクを負わせるものであるという認識である。それゆえに万人の機会均等を促進し、みんなが情報社会に参加し、統合されることが目標となる。⁽¹⁶⁾

(四) さてEUの場合、「第三の道」に示唆されるように、米の議論で散見される市場万能主義に社会の情報化を委ねるのではなく、市場と政府、市民が連携することで、社会全体を情報知識社会化することが目標として明確に

示されている。そこで、情報ネットワーク化に対応した労働、雇用、能力開発等、情報ネットワーク社会へと進化する産業社会で市民が労働に従事し、生活を行い、豊かさを社会的に広範に分配し共有するための環境整備施策に對して積極的である。例えば、米では政策としてほとんど主題とならず、民間部門の活動に委ねられている「テレワーク」や「eLearning」は、EUにおいて重視されている。⁽¹⁹⁷⁾

(五) 技術的側面からみれば、欧洲の戦略では、情報社会における通信要素が重視されている。すでに指摘したGSM標準の成功とそれに基づく携帯電話の高い普及率の他、コンピューター技術より端末でも設備でも通信技術で優れている欧洲の技術能力がこうした戦略の背景にはある。欧洲連合が情報社会戦略の鍵にインターネットを置くのは、これらの要素を総合した結果であり、経済技術的観点でいわれる技術ドライブ的発想ではない。⁽¹⁹⁸⁾

(六) EUにおける情報社会は、物理的ネットワークによってEUとしての結びつきを体现し、EUレベルでの共通アプリケーションやサービスによってEUとしての一体性を強化し、文化的、言語的な多様性を維持したコンテンツの開発、普及によって確立される。深化と拡大という二つの側面のバランスをとりながら、多様性のなかでの統合を推進し、情報社会の実現をめざすEUにとって、ICTが果たす役割はますます重要になってくるといえるのではないか。⁽¹⁹⁹⁾

(七) EU全体の政策の中でIT政策は、それ自体の戦略的な重要性だけでなく、他分野にも大きな影響を与える横断的性格を重視した位置付けが行われている。こうした位置付けは、先進諸国においてほぼ共通している。しかしEUという固有の文脈においてみると、以下の「産業の米」にどまらない、欧洲におけるIT政策の特徴が見えてくる。…EUのIT政策の最大の特徴は、それが情報社会政策と呼ばれるように、情報技術を通じた幅広い経済社会の変革を目指すことにある。これは技術としてのITの影響力が広範かつ深甚であることによるが、E

Uの場合は、域内統合を基礎としたEUの理念とのものとも関係している。また、域内統合政策との関係は、現在のEU 欧州委員会における情報社会政策の実施体制にも反映されている。⁽²⁰⁾ これはもとより技術的な側面にも影響している。

それぞれの出典は、(二) 一九九八年、(二) 二〇〇〇年、(三) 二〇〇一年、(四) 二〇〇一年、(五) 二〇〇一年、(六)、(七) 二〇〇五年であるが、一貫して通底する評価がそこにあることが分かるだろう。それは、ICTがEU社会、すなわち全EU人のためのものであるということである。それゆえEUではICTのことを端的に「情報社会技術（IST）」といってきた。すなわち情報技術はそれ自身に価値があるのでなく、全EU社会構成員に意味を与えるなければならないという姿勢である。

日本でICTのことを「情報社会技術」と呼べば、何のことかと思われるだろう。それ以前に、Communicationさえ跳ばして、IT（情報技術）としか言わない場合も多い。言葉のプラグマティクスに精神がよく現れているというものである。

競争万能の米国型市場主義経済モデル、社会的側面重視の欧洲型社会経済モデルとはよくいわれる」とあるが、EUの政策は「結束（cohesion）」を目的に、貧困も含め、常に「社会的疎外（排除：exclusion）」を生み出さない」とがその目標に入っている」とがその特長のようである。例えばISでもeInclusion, eParticipationをはじめ、いろいろな意味でのデジタルデバイドは正対策が常に現れている」とからむそれは窺える。

ウイム・コック・レポート以後、リスボン戦略がより全体経済中心に解釈されるようになってからも、先述のEC情報社会・メディア政策担当コミッショナーのレディングは、「二〇一〇年のヨーロッパにおける情報社会は、

オープンな社会、透明性がある社会、そしてだれもがアクセス可能な知識に基づいた社会から構成される。」と述べている。⁽²⁰⁾ すなわち、すべてのEU市民がアクセス可能な情報社会とは、ネットワークインフラやデバイスの整備のような物理的なアクセスだけではなく、情報、知識へのアクセシビリティが確保された社会でなければならないということである。実際 2010 も、副題こそ「みんなのための情報社会」から「成長と雇用に向けての欧州情報社会」に変わったとはいえ、先述のように「EU全域でデジタルデバイドの解消がめざされる」という eInclusion の重視は継承している。

「結束」は、一九八六年の单一欧洲議定書調印により欧洲共同体設立条約（EC条約）に「第五章 経済的社会的結束（Economic and social cohesion）」が追加されて以来、経済的結束（地域格差是正）の側面が強いとはいえ、マーストリヒト条約を始めとする、様々な条約において定められた根拠のあるものである。

こうした流れからは、ウイム・コック・レポートも、格差社会を許容した全体経済優先策と読むべきではなく、あくまで「雇用拡大のための経済成長」と読むべきではないだろうか。

そうした意味で、市場原理を主軸にすえるとしても、欧米の実態をきめ細かく観察し、国民国家の経済力の範囲で「市場」と「規制」の均衡点を見極め、全体経済の発展と、貧困を含む社会的疎外の解消のバランスをとった情報社会技術という視点で ICT を捉えなおすべきではないだろうか。⁽²¹⁾

技術のための技術、企業競争のための技術という発想だけでなく、社会全体の結束や調和のための技術という EU のこれまでの政策精神は、これからの日本の ICT 政策との大きな比較対象となるように思われる。

本稿では主にインフラ政策並びにそれに密接に関わる政策のみを対象としたが、本来重要な政策は他にもある。例えば、インターネット時代初期に出された、一九九六年一月の、既述「グローバル情報社会最先端欧洲のアクリションプラン（一九九七年六月改訂）」の（四）「グローバルな課題への対応」には、以下の記述がある。

「情報社会においてはグローバルルールの設定が本質的に重要である。グローバルルールには、市場アクセス、知識的財産権、プライバシー^{〔203〕}、データ保護、有害違法なコンテンツの取り扱い、税制、情報セキュリティ、相互運用性、技術標準が含まれる。」

これらは社会的な意味での情報社会化政策のほとんどすべてであるが、本稿の対象ではないのでほとんど触れなかった。やむにリスボン戦略修正期以降の評価については未だ流動的であるので、今後の研究課題としたい。

最後に草稿に対して貴重なる指摘を賜った、戸澤英典氏（東北大大学）にお礼申し上げる。

〔13〕 Network and Information Security: Proposal for a European Policy Approach.

〔132〕 情報処理振興事業協会セキュリティセンター『平成二三年度OECD情報セキュリティガイドラインに関する調査』、110011年、六頁、参照。

〔133〕 因みに、我が国では、条約に準拠するためウイルス対策を始めとする刑法改正案が11004年に国会に提出されたが、現在の所、店晒しとなるのは周知のことである。

〔134〕 Opinion of the Economic and Social Committee on the Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions on network and information security: proposal for a European policy approach, Official Journal C 48, 2002/02/21, p. 33. 〔135〕 安「サイバーセキュリティに関する条約ルームの構築についての考察」『電気通信普及財団研究調査報告書第一八号』、110011年、四〇頁。

- (135) The Council Resolution of 28 January 2002 sets out a common approach and specific actions in the area of Network and Information Security.
- (136) Proposal for a Council Framework Decision on attacks against information systems.
- (137) Regulation (EC) No 460/2004 of The European Parliament and of The Council of 10 March 2004 establishing the European Network and Information Security Agency.
- (138) <http://www.enisa.europa.eu/>
- (139) Communication on a New Framework for Electronic Communications Infrastructure and Associated Services - 1999 Communications Review.
- (140) The Fifth Report on the Implementation of the Current Framework.
- (141) Report on Digital Television in the EU.
- (142) Communication on Next Steps in Radio Spectrum Policy.
- (143) 状況の変化に伴う規制の緩和による競争の促進と規制の効率化
- (144) Regulation (EC) No 2887/2000 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2000 on unbundled access to the local loop.
- (145) Directive 2002/19/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on access to, and interconnection of, electronic communications networks and associated facilities.
- (146) Directive 2002/20/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on the authorization of electronic communications networks and services.
- (147) Directive 2002/21/EC of The European Parliament and of The Council of 7 March 2002 on a common regulatory framework for electronic communications networks and services.
- (148) Directive 2002/22/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on universal service and users rights relating to electronic communications networks and services.
- (149) 電気通信事業者監査規則『トドカベターナンノ国』、1100回年、1101回年、監査。

- (150) Commission Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector.
- (151) Commission Directive 2002/77/EC of 16 September 2002 on competition in the markets for electronic communications networks and services.
- (152) ヘギリス、フィンランド、トーハマーク等七カ国が、1100111年110月までに法整備が完了したが、1100111年110月八日、国内法制化が遅れてしまったドイツ、ブルギー、オランダ、ギリシャ、トルコ、スウェーデン、ルクセンブルク、ポルトガルの八加盟国に対して、アムステルダム条約第1116条により欧洲委員会が違反行為是正手続を開始したり、さらに同年11月17日には法整備したスペインを除く上記七カ国に対して理由付意見書(reasoned opinion)を送付したところ等、実現は多難であった。なお八月八日付でギリシャ及びルクセンブルクを残すのみとなつた。
- (153) KDDI総研『拡大EUにおける電気通信政策及び拡大EUが世界の通信市場に及ぼす影響の考察』、11005年、七〇一八二頁、並びに、鈴木香「情報社会に向けた海外主要国情報通信制度の現状と動向に関する調査」情報処理事業振興協会(I.P.A)『平成二三年度成果報告書第一版—調査関連』、参照。
- (154) 桁組指令第1条、定義の(a)及び(c)。
- (155) Commission Recommendation of 11/02/2003 on Relevant Product and Service Markets within the electronic communications sector susceptible to ex ante regulation in accordance with Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council on a common regulatory framework for electronic communication networks and services (小売市場及び卸売市場に分類され、全部ドームのクロタクム、キャリア市場が規定される)。
- (156) 前掲、Commission Recommendation of 11/02/2003 ⊗ Explanatory Memorandum.
- (157) 11000年11月EU(国際電気通信連合)が定めた規格に準拠したデジタル携帯電話で、高速なデータ通信やマルチメディアを採用した各種のサービス等が提供できる。
- (158) エルム、11000年四月以降、アメリカが一バブルの崩壊に突入してこゝだのやがれ。
- (159) eEurope 2005: An information society for all. (http://ec.europa.eu/information_society/eeurope/2005/index_en)

- (160) eInclusion がデジタルデバイスは正を含み、EU域内の人々に平等にアクセスしやすい情報環境を保障し、それに エフエフエフEU市民の一休感をめたるそとの政策であるが、訳しにくいので以下、原語のまま用い。⑥
- (161) ロハテンツの強調は eEurope 2002 に端を発する eEurope 2005 の一つの特徴である。EUは eContent プロジェクトに続き、1100年-1100八年にはこれをさらに発展させ、例えば、統一道路ナビ等、言語やフォーマットに制限され ないデジタルコンテンツをめざす eContentplus を立ち上げた (http://ec.europa.eu/information_society/activities/econtentplus/index_en.htm)。一般市場のアクターがデジタルコンテンツを利用できるような欧洲レベルのフレームワーク（サービスや情報インフラ等）作りのための支援や、多言語多文化環境における確実に定義されたメタデータ（利用性、再利用性、検索性、相互運用性の改善）の利用のためのショーケースの設置等を、対象領域である公共で管理される情報、地理、空間データ、学習文化コンテンツに対して行なっている。
- (162) 総合企画部企画戦略室『歐米における情報通信分野の動向』情報通信研究機構、1100年、1111-1115頁、参照。
- (163) 以下、川原誠「EUの産業技術開発政策の動向」『Jetro technology bulletin-2005/1』、246、1-13頁、内閣府・三義総合研究所『歐州における情報通信分野の研究開発動向調査』、1100年、一章五三-六三頁、参照。
- (164) 後に1100四年五月の第五次EU拡大により、1100億ユーロに増額されてる（後述）。
- (165) 経済産業省商務情報政策局監修、日本電子計算機株式会社編著『JECCOコハクナーチノーム-1100五年版』、1100五年、三〇八頁。
- (166) また、予算が少ないとはいえ、「知識基盤社会における市民とガバナンス」が優先分野になつていゆるに注目したい。
- (167) すでに1100四年六月にはFP6の中間事業報告書が発表され、研究開発案についての評価過程を透明にするため、処理時間自体の短縮、中小企業にも参画がしやすいように簡素化を図ること等が勧告されている。
- (168) 電子情報技術産業協会情報システム部会「パリ駐在員報告」JEITA、1100五年三月号、参照。
- (169) 非常勤的な職員も含め、当時総計約1100名であったが、どの範囲を母数としてくるのかは不明である。
- (170) ポーランド、スロバキア、スロベニア、チエコ、ハンガリー、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、キプロス

スの各共和国。

- (171) もう少し、スペイン、ポルトガルが加盟した一九八六年の第二次拡大の際に、第五次拡大ほどではないにせん、経済格差を縮む入れじよ。
- (172) Win Kok, *Enlarging The European Union*, 2003/3, European University Institute, p.10.
- (173) http://europa.eu/information_society/europe/plus/background/index_en.htm 参照。
- (174) 田中信世「中・東欧諸国との情報社会――ボーラハム・チーリー」『国際貿易投資年報47』国際貿易投資研究所、1100-1101月、1111-1111頁、参照。
- (175) 五未加盟東欧諸国へのEUからの資金援助プログラム。
- (176) 同時加盟候補国であつたブルガリア、ルーマニア、エルバトニアへも。
- (177) eEurope+2003 Action Plan - A Co-operative effort by the Candidate Countries to implement the Information Society in Europe.
- (178) ルーマニアへもeEurope 2002 がな。
- (179) ただし、EU-15の資本と技術により携帯電話が新規加盟国に普及して、いるが、そのため逆に加入者回線（固定電話）の普及率が1100-1年あたりから低いままで頭打ちになつたり、減少したりして、いるにせ、プローブ・バン・ド・イ・ターネット実現にテス・ト・ワ・マイルのコストがかからず容易なプローチであるDのしが使えならないことを意味する点で問題が多い。
- (180) デュスカン研究開発担当欧州委員会委員が1100-14年七月にエスレニアで行なった発言によ。
- (181) 電子情報技術産業協会『平成二六年度 欧州におけるIT活用に関する調査研究報告書』、1100-14年、114-1110頁、参照。
- (182) eEurope 2005 ホームページの取り扱い。
- (183) MODINIS が先哲のeEurope 2005 の数値評価の難」ながら、1100-11年-11月、理事会が最初の実質的な修正のeEurope 2005 ホームページのモニタリング、模範事例普及、ネットワークと情報セキュリティ改善のためのログラムとして採択された。

- (184) Universal Mobile Telecommunications System. 5の発展型のEU規格移動体通信システム。
- (185) Facing the challenge - The Lisbon strategy for growth and employment, Report from the High Level Group chaired by Wim Kok, 2004. ハーマン・ドーハーベル便託『挑戦!ヨーロッパ—成長の雇用のためのコベーリング戦略—』トヨタ記念館 1100五年、参照。
- (186) ICOが、他の四つの優先政策に対して横断的に寄り添う性格があり、EUとその後のi2010等との関連性を示す。
- (187) Commission of the European Communities, Working together for growth jobs - A new start for the Lisbon Strategy, February 2005.
- (188) Communication from The Commission, Science and technology, the key to Europe's future - Guidelines for future European Union policy to support research COM(2004) 353 final.
- (189) ヨーロッパ 1100五年のハーマン・ドーハーベル便託『挑戦!ヨーロッパ—成長の雇用のためのコベーリング戦略—』トヨタ記念館 1100五年、11月発効) のが周知のところである。
- (190) 本文中では、ICOと並ぶが、表記の一の用法。
- (191) i2010(European Information society in 2010) - A European Information Society for growth and employment.
- (192) 1100五年 11月、ヨーロッパの委員長就任に伴って、ヨーロッパ委員会が「情報社会・教育・文化担当委員から情報社会・メディア担当委員に配置換えの再任となつた。欧洲議会での就任演説では、イハーベル便託『研究開発と経済活性化』、eParticipation「創造性」(コハーネン) の11点を任期中の情報社会化政策の柱として掲げた。
- (193) 湯本進悟「欧洲が新デジタル化計画『i2010』を発表—EU全域にヨーロッパ化活性化』』MYCOM-PCWEB ニュース、1100五年六月六日。
- (194) 通信機械工業会『CIA—第五回情報通信海外調査報告書—欧洲連合、北欧を中心として』、一九九八年。
- (195) 情報セキュリティ技術研究会『情報セキュリティ技術に関する研究開発のあり方』(レポート) 11000年、1100頁。
- (196) 濱口桂一郎「EUの雇用戦略から日本を考えるために」『雇用戦略』、1100一年一月、第II第八章。
- (197) 木村忠正「米欧アジア諸国のIT政策と日本」『行政&ADP』、11001年一月号、一八一九頁。

- 論 論
- (198) 電子情報技術産業協会『欧州における電子商取引のルール整備等に関する調査』、11003年、五頁。
- (199) 前掲、KDDI総研『拡大EUにおける電気通信政策及び拡大EUが世界の通信市場に及ぼす影響の考察』、二九七頁。
- (200) 前掲、電子情報技術産業協会『平成16年度 欧州におけるIT活用に関する調査研究報告書』、一頁。
- (201) i2010: The European Commission's new programme to boost competitiveness in the ICT sector (11005年1月二一日、ドラフトの講演)。

(202) その点、日本のeJapan戦略が、eEuropeを模範になったりとば、一定程度評価される。

(203) 110011年三月の「反スパム指令(Directive on privacy and electronic communication)」が110011年110月31日までに域内のスパムメール送信の禁止とユーザーPCへのクッキーのインストールへの制限ルールを講ずることを定めた。日本では、スパムメールはプライバシーの文脈では公定されておらず、営業の自由と消費者保護のトレードオフとして語られているのと比べると興味深い。